

上ノ国町地域防災計画

新旧対照表

令和8年●月

上ノ国町地域防災計画 新旧対照表

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、北海道防災会議が作成する計画であり、北海道の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて道民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本道における防災の万全を期することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 計画の構成 北海道地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。</p> <p>1 地震・津波計画編</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、北海道防災会議が作成する計画であり、北海道の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて道民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本道における防災の万全を期することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、<u>2、3、5、6、7、9、11、13、15</u>、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 計画の構成 北海道地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。</p> <p>1 地震・津波防災計画編</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び上ノ国町防災会議条例（昭和38年条例第7号）第2条第1号の規定に基づき、上ノ国町防災会議が作成する計画であり、上ノ国町（以下「本町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 計画の構成 上ノ国町地域防災計画は、次の各章から構成し、水防法に基づく上ノ国町水防計画とも整合を図るものである。</p> <p>第1章 総則 第2章 上ノ国町の概況 第3章 防災組織 第4章 災害予防計画 第5章 災害応急対策計画 第6章 地震・津波災害対策計画 第7章 火山災害対策計画 第8章 事故災害対策計画 第9章 災害復旧・被災者援護計画 資料編</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※町による独自の記載のため</p> </div>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び上ノ国町防災会議条例（昭和38年条例第7号）第2条第1号の規定に基づき、上ノ国町防災会議が作成する計画であり、上ノ国町（以下「本町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民をはじめ観光客や外国人等、町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、<u>2、3、5、6、7、9、11、13、15</u>、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 計画の構成 上ノ国町地域防災計画は、次の各章から構成し、水防法に基づく上ノ国町水防計画とも整合を図るものである。</p> <p>第1章 総則 第2章 上ノ国町の概況 第3章 防災組織 第4章 災害予防計画 第5章 災害応急対策計画 第6章 地震・津波災害対策計画 第7章 火山災害対策計画 第8章 事故災害対策計画 第9章 災害復旧・被災者援護計画 資料編</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・保護する対象者に滞在者も含むことを明記</p> <p>・国土強靱化との整合を図る</p> <p>・誤記修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																	
<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p>6 <u>東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p>7 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	<p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p>6 <u>東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p>7 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	<p>・新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】</p> <p>・教訓や地域特性を加味【札幌管区気象台】</p> <p>・新技術活用の観点を導入【DX課】</p> <p>・所掌事務の修正【道総合通信局】</p>
機 関 名	事務又は業務																			
北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>																			
機 関 名	事務又は業務																			
北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>																			
機 関 名	事務又は業務																			
北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>																			
機 関 名	事務又は業務																			
北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(M I C-T E A M)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>																			

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
(略)	(略)	(略)	(略)	・ 公立学校における 防災教育に関する取 組を北海道教育委員 会で行っていること から、記載を追加 【北海道】
5 北海道教育委員会 事務又は業務 (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に 関すること。 <u>(新設)</u>	5 北海道教育委員会 事務又は業務 (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に 関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u>	5 上ノ国町、消防機関 機関名 事務又は業務 (略) 上ノ国町教育委員会 (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に 関すること。 <u>(新設)</u> (略)	5 上ノ国町、消防機関 機関名 事務又は業務 (略) 上ノ国町教育委員会 (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに 応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に 関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	・ 所掌事務の修正 【道総合通信局】
7 指定公共機関 機関名 事務又は業務 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>(新設)</u> 株式会社NTTドコモ 北海道支社 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>(新設)</u> KDDI株式会社 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>(新設)</u> ソフトバンク株式会社 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>(新設)</u>	7 指定公共機関 機関名 事務又は業務 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> 株式会社NTTドコモ 北海道支社 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> KDDI株式会社 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> ソフトバンク株式会社 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	6 指定公共機関 機関名 事務又は業務 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>(新設)</u> 株式会社NTTドコモ 北海道支社 函館支店 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> KDDI株式会社 北海道総支社 (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> ソフトバンク株式会社 北海道オフィス (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u>	6 指定公共機関 機関名 事務又は業務 NTT東日本株式会社 北海道事業部 北海道南支店 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> 株式会社NTTドコモ 北海道支社 函館支店 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> KDDI株式会社 北海道総支社 (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> ソフトバンク株式会社 北海道オフィス (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること。</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編				備考 (道地域防災計画の 修正理由)		
前回版 (R6.1 及び R5.1)		現行 (R7.1)		現行 (R5.11)			修正案 (R8.●)	
(新設)	(新設)	楽天モバイル株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	(新設)	(新設)	楽天モバイル株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・リテラシー向上を追記【北海道】 ・偽情報拡散防止を追加【放送、有識者】 ・「火山防災の日」の制定に伴う修正
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第6節 道民及び事業者の基本的責務等 第1 道民の責務	第6節 道民及び事業者の基本的責務等 第1 道民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	第7節 町民及び事業者の基本的責務 1 町民の責務	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1 平常時の備え	1 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	(1) 平常時の備え	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、 情報リテラシーの向上	ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、 情報リテラシーの向上	
2 災害時の対策	2 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	(2) 災害時の対策	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	キ インターネット上における真偽の不確かな 情報の拡散防止	キ インターネット上における真偽の不確かな 情報の拡散防止	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第4 道民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。	第4 道民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、 火山防災の日 、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。	4 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、町をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	4 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、町をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、 火山防災の日 、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。					

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第2章 北海道の概況</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第1節 自然的条件 第3 気候 本道の気候は、年平均気温<u>5</u>～10℃、年平均降水量<u>700</u>～1,700mmであり、本州以南に比べて冷涼・少雨である。特に冬期には、最寒月の月平均気温が0℃以上になるところはなく、また、1月から2月にかけてオホーツク海が流氷で覆われるなど、気候から本道の特徴を一言でいえば、まさに「積雪寒冷の地」ということになる。地球上の同緯度の地域と比較しても、ユーラシア大陸の東側に位置する本道を含む東アジア地域の冬は、もっとも寒冷である。北半球における流氷の分布域も本道付近が南限である。</p> <p><u>一方</u>、太平洋などの熱帯域で発生する台風は、平年では本道へ1年に2個ほど接近し、2年に1個程度が上陸する。ところが、平成28年8月には5個の台風が本道に接近し、そのうちの3個が上陸した。1年に3個の台風が本道へ上陸したのは1951年の統計開始以来はじめてで</p>	<p>第2章 北海道の概況</p> <p><u>北海道は、日本の最北部に位置し、本州とは津軽海峡によって隔てられるなど周囲を海に囲まれた大きな島であり、本州と異なる気象条件や地理的条件等を有している地域である。</u></p> <p><u>また、北海道は、全国の約22%を占める広大な大地に都市が点在する広域分散型の地域構造を有し、都市間距離は全国平均の約2～3倍に達する。また、北海道の人口の約9割が圏域中心都市や市街地に居住し、65歳以上の老年人口の割合は30%を上回り、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいる。</u></p> <p><u>本道における防災対策は、こうした地理的条件や地域構造、人口構成等に加え、気候変動等による将来に見込まれる災害リスクも勘案して、総合的に検討し、取り組んでいかなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第1節 自然的条件 第3 気候 本道の気候は、年平均気温<u>6</u>～10℃、年平均降水量<u>800</u>～1,700mmであり、本州以南に比べて冷涼・少雨である。特に冬期には、最寒月の月平均気温が0℃以上になるところはなく、また、1月から2月にかけてオホーツク海が流氷で覆われるなど、気候から本道の特徴を一言でいえば、まさに「積雪寒冷の地」ということになる。地球上の同緯度の地域と比較しても、ユーラシア大陸の東側に位置する本道を含む東アジア地域の冬は、もっとも寒冷である。北半球における流氷の分布域も本道付近が南限である。</p> <p><u>一方、北海道地方の年平均気温は、気候変動の影響等により様々な変動を繰り返しながら上昇傾向にある。顕著な高温を記録した年は1990年代以降に集中し、特に近年は気温上昇の変化傾向が大きくなっている。北海道代表の5地点平均では、真夏日日数の増加傾向がみられるとともに、2023年には夏(6月から8月)の平均気温の一位を更新するなど、年によっては非常に厳しい暑さとなることがある。</u></p> <p><u>また、太平洋などの熱帯域で発生する台風は、平年では本道へ1年に2個ほど接近し、2年に1個程度が上陸する。ところが、平成28年8月には5個の台風が本道に接近し、そのうちの3個が上陸した。1年に3個の台風が本道へ上陸したのは1951年の統計開始以来はじめてで</u></p>	<p>第2章 上ノ国町の概況</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">※町による独自の記載のため</div> <p>第1節 自然条件 (4) 気候 本町は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けて、道内でも比較的暖かい地域である。春にはやや強い東風(当地方では「ヤマセ」という)が吹き、夏は南東の軟風が多いが、冬は北西の強い季節風が吹く。 降水量は年間1,200mm程度で8～9月にやや多い。降雨量は海岸地域で少なく山間部で多い。</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">※町による独自の記載のため</div>	<p>第2章 上ノ国町の概況</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p>第1節 自然条件 (4) 気候 本町は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けて、道内でも比較的暖かい地域である。春にはやや強い東風(当地方では「ヤマセ」という)が吹き、夏は南東の軟風が多いが、冬は北西の強い季節風が吹く。 降水量は年間1,200mm程度で8～9月にやや多い。降雨量は海岸地域で少なく山間部で多い。</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・地理的・社会的・気候の特徴を勘案する必要を明記</p> <p>・平年値の更新に伴う修正【札幌管区気象台】</p> <p>・寒さに加え厳しい暑さについても記載【住友委員、札幌管区気象台】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>ある。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害の概況 第2 本道特有の流水災害等それぞれ災害の状況は次のとおりである。</p> <p>1 流水災害</p> <p>(略)</p> <p>流水は、1月中旬から下旬に本道オホーツク海側の海岸に接近し、最盛期の2月中旬から3月中旬にかけては、オホーツク海の約80%が流水におおわれて船舶の航行が困難になるほか、日本海側や太平洋沿岸にも流水の一部が流れ出して海難事故が発生する場合がある。また、流水の勢力が強い年には魚介類や海藻等に大きな被害をもたらす。</p> <p>(略)</p> <p>7 竜巻等の突風による災害 竜巻等の突風による災害は発達した積乱雲に伴って局所的に発生することが多く、道内では平成3年から平成27年の間に44個の竜巻等の突風(海上竜巻を除く。)によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生しており、特に、平成18年11月に佐呂間町で発生した竜巻では9名もの犠牲者が出ている。</p> <p>第3 上記の気象災害以外の火山災害や地震・津波災害、火災をはじめとする事故等の災害の状況は次のとおりである。 なお、地震・津波災害の概況については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。</p> <p>(略)</p> <p>4 鉄道災害 道内には、鉄道としてJR北海道、札幌市地下鉄、JR貨物北海道支社及び太平洋石炭販売輸送があるほか、軌道として札幌市と函館市に路面電車がある。</p> <p>(略)</p> <p>8 林野火災 道内では、毎年4月～7月の乾燥期をピーク</p>	<p>ある。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害の概況 第2 本道特有の流水災害等それぞれ災害の状況は次のとおりである。</p> <p>1 流水災害</p> <p>(略)</p> <p>流水は、1月中旬から下旬に本道オホーツク海側の海岸に接近し、最盛期の2月中旬から3月中旬にかけては、オホーツク海の約75%が流水におおわれて船舶の航行が困難になるほか、日本海側や太平洋沿岸にも流水の一部が流れ出して海難事故が発生する場合がある。また、流水の勢力が強い年には魚介類や海藻等に大きな被害をもたらす。</p> <p>(略)</p> <p>7 竜巻等の突風による災害 竜巻等の突風による災害は発達した積乱雲に伴って局所的に発生することが多く、道内では平成3年から令和4年の間に67個の竜巻等の突風(海上竜巻を除く。)によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生しており、特に、平成18年11月に佐呂間町で発生した竜巻では9名もの犠牲者が出ている</p> <p>第3 上記の気象災害以外の火山災害や地震・津波災害、火災をはじめとする事故等の災害の状況は次のとおりである。 なお、地震・津波災害の概況については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。</p> <p>(略)</p> <p>4 鉄道災害 道内には、鉄道としてJR北海道、札幌市地下鉄、道南いさりび鉄道及びJR貨物北海道支社があるほか、軌道として札幌市と函館市に路面電車がある</p> <p>(略)</p> <p>8 林野火災 道内では、毎年4月～7月の乾燥期をピーク</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>・気象庁HP「オホーツク海の海水の平均値・極値」の数字に修正【札幌管区气象台】</p> <p>・流水津波について記載【住友委員】 →地震津波編へ追記</p> <p>・統計期間及び発生確認数の更新【札幌管区气象台】</p> <p>・太平洋石炭販売輸送は既に鉄道事業を終了しているため削除 ・道南いさりび鉄道(株)が道内で鉄道事業を行っているため追記 【北海道】</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>に林野火災が多発している。 過去10年間の平均で見ると、1年当たり31件発生し、約63.9haという大量の森林や原野が焼失している。</p>	<p>に林野火災が多発している。 過去10年間の平均で見ると、1年当たり32件発生し、約63.4haという大量の森林や原野が焼失している。</p>			<p>・統計数値の更新 【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)												
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)													
<p>第3章 防災組織</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>本道の地域における防災体制図</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急活動体制</p> <p>1 道の災害対策組織</p> <p>(2) 災害対策連絡本部</p> <p>ア 災害対策連絡本部</p> <p>(7) 設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 組織等</p> <p>② 所掌等</p> <p>地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部地域政策課において処理する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>(7) 設置</p>	連絡本部設置基準		風水害	(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)	<p>第3章 防災組織</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>本道の地域における防災体制図</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急活動体制</p> <p>1 道の災害対策組織</p> <p>(2) 災害対策連絡本部</p> <p>ア 災害対策連絡本部</p> <p>(7) 設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 組織等</p> <p>② 所掌等</p> <p>地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部危機対策室において処理する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>(7) 設置</p>	連絡本部設置基準		風水害	(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)	<p>第3章 防災組織</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>3 災害対策本部の設置基準</p> <p>(1) 設置</p>	<p>第3章 防災組織</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>第2節 災害対策本部</p> <p>3 災害対策本部の設置基準</p> <p>(1) 設置</p>	<p>・防災関係機関と道災害対策本部の関係を追記</p> <p>・強化計画に表記を統一【北海道】</p> <p>道の組織機構改正に伴う修正（地域政策課→危機対策室）【北海道】</p>
連絡本部設置基準																
風水害	(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)															
雪害	(略) ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)															
連絡本部設置基準																
風水害	(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)															
雪害	(略) ・孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要 なとき。 (略)															

北海道地域防災計画 本編

上ノ国町地域防災計画 本編

備考
(道地域防災計画の
修正理由)

前回版 (R6.1 及び R5.1)

現行 (R7.1)

現行 (R5.11)

修正案 (R8.●)

災害対策本部設置基準

災害対策本部設置基準

災害対策本部設置基準

災害対策本部設置基準

風水害	(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)
雪害	(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)

風水害	(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)
雪害	(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)

風水害	(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)
雪害	(略) ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)

風水害	(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)
雪害	(略) ・多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 (略)

・強化計画に表記を統一【北海道】

(略)

(略)

(略)

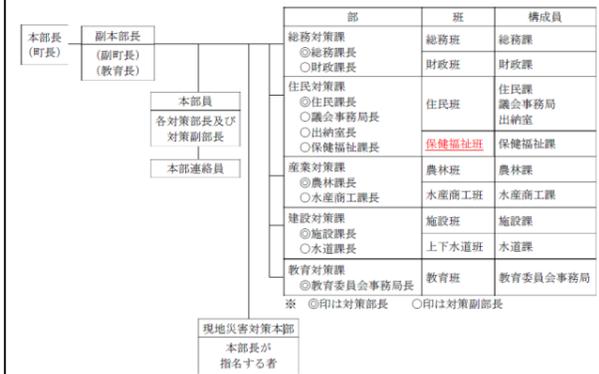
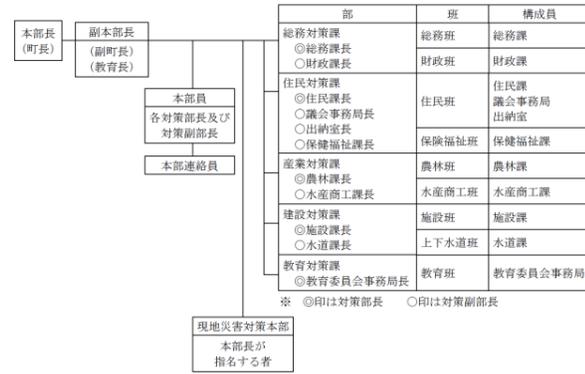
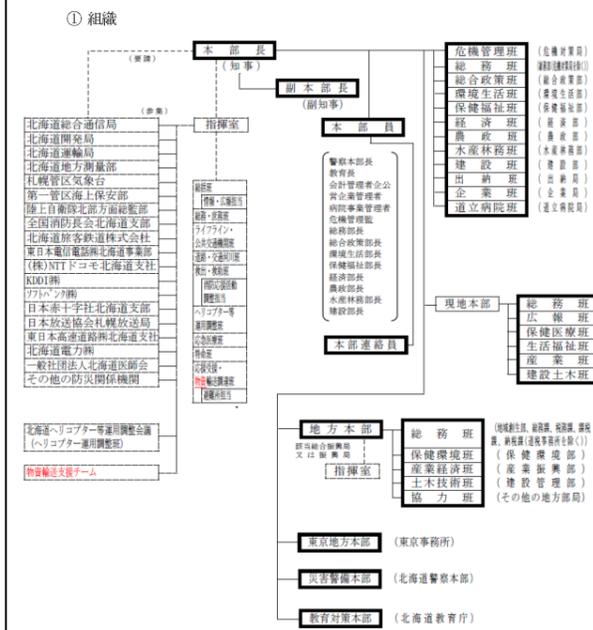
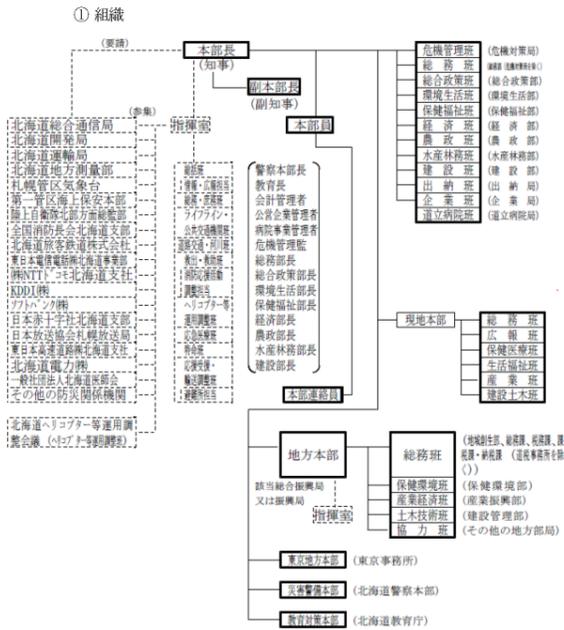
(略)

(イ) 組織等

(イ) 組織等

1 本部及び現地災害対策本部の組織系統

1 本部及び現地災害対策本部の組織系統



・効率的な運用を図るため指揮室各班再編及び所掌事務の修正（物資輸送支援チームを追加）【北海道】

(略)

(略)

- (I) 災害対策本部指揮室
- ② 組織等
- C 所掌

- (I) 災害対策本部指揮室
- ② 組織等
- C 所掌

北海道地域防災計画 本編			上ノ国町地域防災計画 本編			備考 (道地域防災計画の 修正理由)						
前回版 (R6.1 及び R5.1)			現行 (R7.1)			現行 (R5.11)			修正案 (R8.●)			
札幌管区気象台 (地方海上予報区 担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎日2回 (07、19 時) 随時 随時	札幌管区気象台 (地方海上予報区 担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 (削除)	毎日2回 (07、19 時) 随時 (削除)	札幌管区気象台 (地方海上予報区 担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎日2回 (07、19 時) 随時 随時	札幌管区気象台 (地方海上予報区 担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 (削除)	毎日2回 (07、19 時) 随時 (削除)	・現況に即して修正 ・気象のみの項目 【札幌管区気象台】 ・市町村単位に限らない【札幌管区気象台】 ・現状の運用にあわせた文言の追記や修正 ・気象業務法施行令の改正に伴う修正 (地面現象→土砂崩れ) 【札幌管区気象台】
(略)			(略)									
<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p> <p>なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報(土砂災害・浸水害)が発表されている。</p>			<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される <u>(一部の市町村は分割)</u>。</p> <p>なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報(土砂災害・浸水害)が発表されている。</p>			<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>① 気象等に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p>			<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>① 気象に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される <u>(一部の市町村は分割)</u>。</p>			
種類	概要		種類	概要		種類	概要		種類	概要		
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。		
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)		
※ <u>地面現象</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。			※ <u>土砂崩れ</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。			※ <u>地面現象</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。			※ <u>土砂崩れ</u> の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。			
イ 気象等に関する警報・注意報 (7) 気象警報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)			イ 気象等に関する警報・注意報 (7) 気象警報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)			② 気象警報			② 気象警報			

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)		現行 (R7.1)		
大雨警報	(略) 大雨警報 (土砂災害) は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報	(略) 大雨警報 (土砂災害) は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>・気象庁HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図る修正【札幌管区気象台】</p>
(略)		(略)		
(4) 気象注意報 (資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)		(4) 気象注意報 (資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)		
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起る</u> おそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起る</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。	
大雨警報	(略) 大雨警報 (土砂災害) は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報	(略) 大雨警報 (土砂災害) は、 <u>高齢者等が危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	
(略)		(略)		
③ 気象注意報		③ 気象注意報		
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起る</u> おそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が起る</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する (気温0℃付近で発生しやすい)</u> おそれのあるときに発表される。	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)	
前回版 (R6.1 及び R5.1)		現行 (R7.1)		現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等の災害 が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 積雪が融解することによる土砂災害や浸水害 が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 積雪が融解することによる土砂災害や浸水害 が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 早霜や晩霜により農作物への被害が起こる おそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する おそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する おそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、 冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害 が発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の 凍結や破裂による著しい被害 の発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の 凍結や破裂による著しい被害 の発生するおそれがあるときに発表される。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ 洪水警報及び注意報 (資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)		オ 洪水警報及び注意報 (資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)		⑥ 洪水警報及び注意報	⑥ 洪水警報及び注意報
洪水警報	(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	(略) 高齢者等は危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	(略) 高齢者等は危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※ 地面現象 及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。		※ 土砂崩れ 及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。		※ 地面現象 及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達		(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達		ウ 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達	
伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、 海上保安官署 、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。		伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、 第一管区海上保安本部 、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。		更新対象外 ※該当する記載がないため	
				更新対象外	

・現状の運用にあわせた文言の追記や修正
・気象業務法施行令の改正に伴う修正 (地面現象→土砂崩れ) 【札幌管区気象台】

・各地方気象台と各海上保安部・署の接続廃止に伴う修正 (海上保安官署→第一管区海上保安本部) 【札幌管区気象台】

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(R5.1)</p> <p>(注) ア 府県予報区担当気象官署及び分担気象官署 イ 北海道開発局、開発建設部 ウ 海上保安官署 エ 気象官署が伝達可能な自衛隊各部隊 オ 北海道警察 カ 札幌(警察本部)、函館、旭川、網走、北見(方面本部) ク 北海道(危機対策課)、総合振興局又は振興局(地域政策課) ク ニ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 ク ホ NHK放送局 ク ニ NHK放送局 ク ホ 札幌、函館、旭川、帯広、網走、北見、室蘭 ク ニ 各放送局、各新聞社、通信社</p>	<p>(R6.1)</p> <p>(注) ア 府県予報区担当気象官署及び分担気象官署 イ 北海道(危機対策課) ウ 総合振興局又は振興局(対策通報) エ 消防庁 オ NTT東日本(※3) オ NTT西日本 カ NHK放送局 ク 報道機関</p>	<p>特別警報・警報・気象予報(注意報を含む)並びに情報等伝達系統図</p> <p>(注) 特別警報・警報のみ通報 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達 → は、放送 → (点線)は、放送・無線</p>	<p>特別警報・警報・気象予報(注意報を含む)並びに情報等伝達系統図</p> <p>(注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先 (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 → は、放送 (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊北方方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 (※2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等に関する特別警報等の伝達系統図の全部修正 ・各地方気象台と各海上保安部・署の接続廃止に伴う修正(海上保安官署第一管区海上保安本部) ・緊急速報メール(気象等に関する特別警報)終了に伴う修正(携帯電話事業者及び注釈を削除) ・記載方法の整理(法定伝達先ではない機関、特別警報発表時の伝達経路、注釈) 【北海道】 【札幌管区気象台】
<p>(R6.1)</p> <p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(注) ア 府県予報区担当気象官署及び分担気象官署 イ 北海道(危機対策課) ウ 総合振興局又は振興局(対策通報) エ 消防庁 オ NTT東日本(※3) オ NTT西日本 カ NHK放送局 ク 報道機関</p>	<p>(R7.1)</p> <p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(注) ア 府県予報区担当気象官署及び分担気象官署 イ 北海道(危機対策課) ウ 総合振興局又は振興局(対策通報) エ 消防庁 オ NTT東日本(※3) オ NTT西日本 カ NHK放送局 ク 報道機関</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・現況に即した修正

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																								
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																									
2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 キキクル等の種類と概要	2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 キキクル等の種類と概要	2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 キキクル等の種類と概要	2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 キキクル等の種類と概要	・ 不要な文字の削除 【北海道】																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※		(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)	(略)	
種類	概要																											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	(略)																											
(略)																												
種類	概要																											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)																											
(略)																												
種類	概要																											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)																											
(略)																												
種類	概要																											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	(略)																											
(略)																												
<p>(略)</p> <p>4 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 伝達 水防活動用気象等警報・気象注意報 (R5.1)</p> <p>(R6.1)</p> <p>(R7.1)</p>	<p>(略)</p> <p>4 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 伝達 水防活動用気象等警報・注意報 (R6.1)</p> <p>(R7.1)</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 水防活動用気象警報及び注意報の種類、発表基準及び伝達 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 伝達 水防活動の利用に適合する警報及び注意報の伝達系統図は、38ページの「特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図」のとおりとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 水防活動用気象警報及び注意報の種類、発表基準及び伝達 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 伝達 水防活動用気象等警報・注意報</p>	<p>・ 文言修正 (気象庁における標準的な記載と整合) 【札幌管区気象台】</p> <p>・ 水防活動用気象等警報・注意報伝達系統図の全部修正 ・ 法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整 【北海道】 【札幌管区気象台】</p> <p>・ 現況に即した修正</p>																								

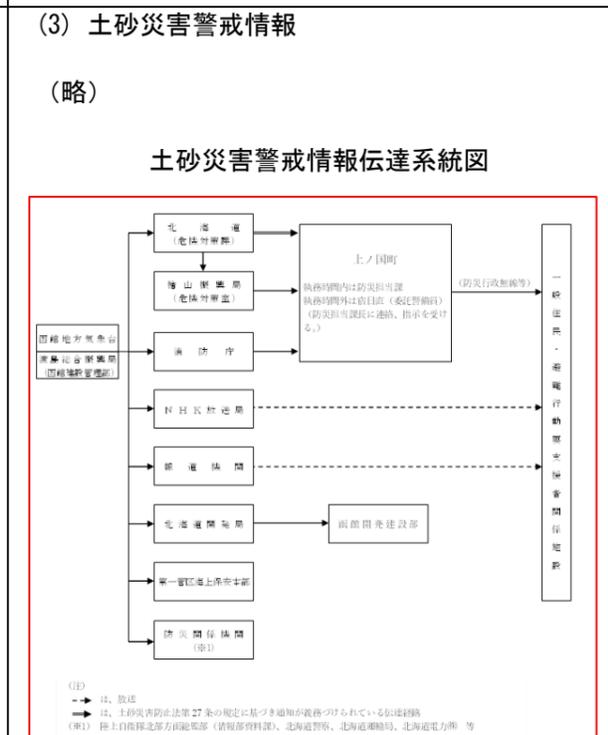
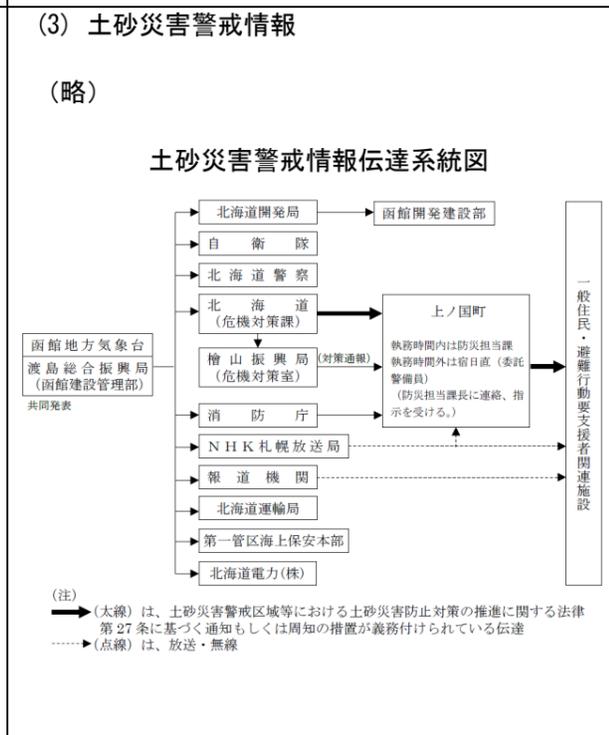
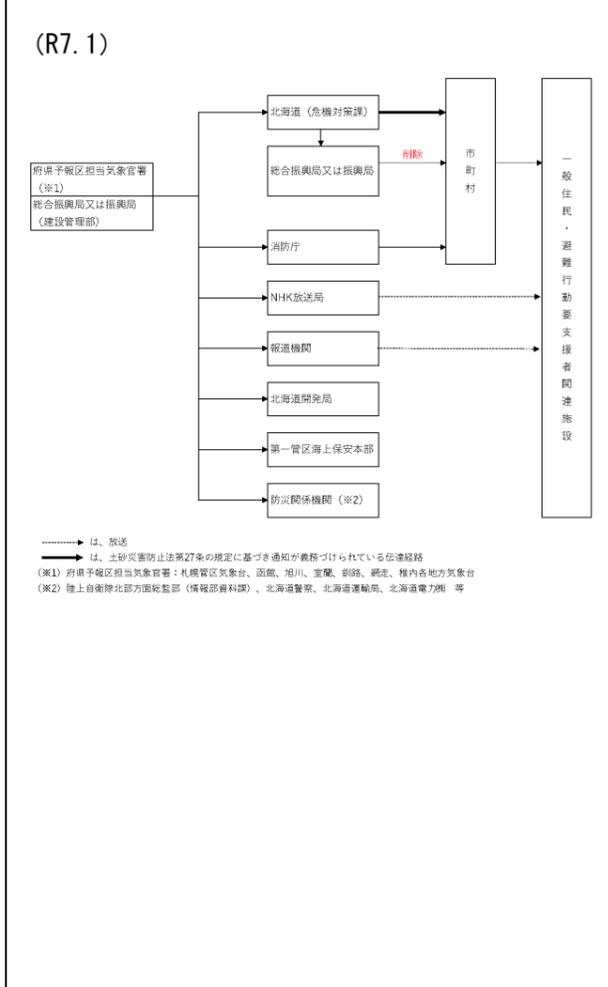
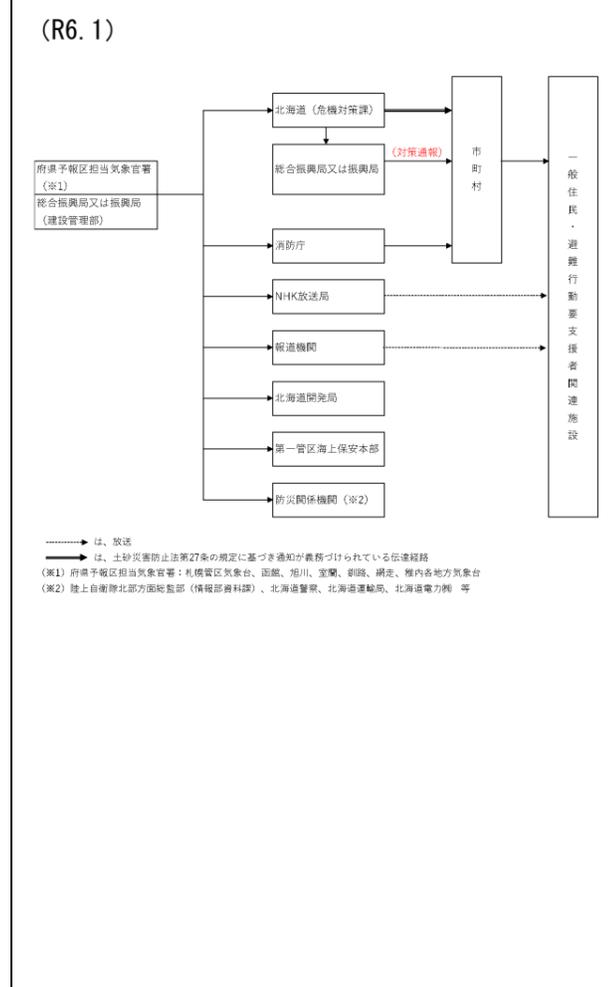
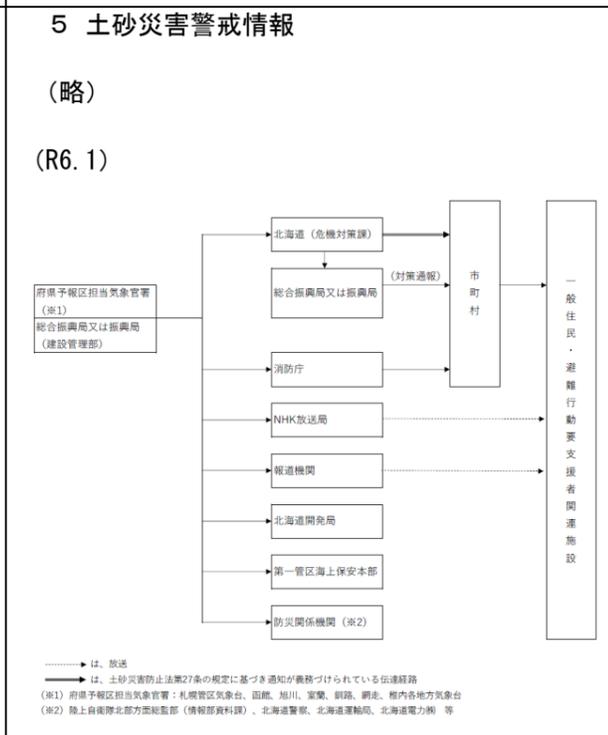
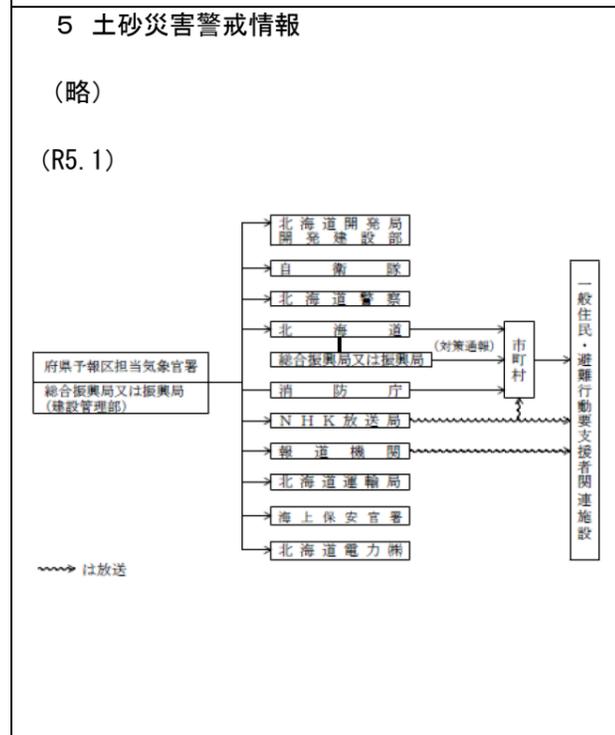
北海道地域防災計画 本編	上ノ国町地域防災計画 本編	(3) 土砂災害警戒情報	(3) 土砂災害警戒情報	備考 (道地域防災計画の 修正理由)
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------------------

前回版 (R6.1 及び R5.1)

現行 (R7.1)

現行 (R5.11)

修正案 (R8.●)

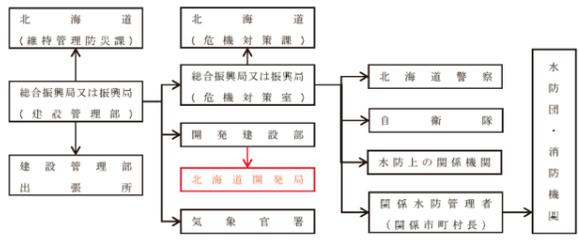
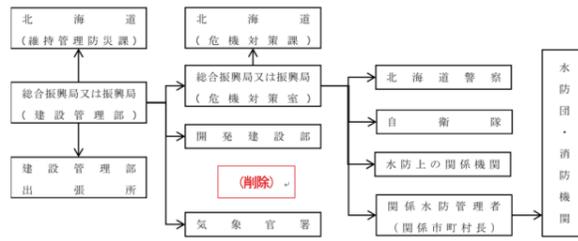


・土砂災害警戒情報の伝達系統図の全部修正
・各地方気象台と各海上保安部・署の接続廃止に伴う修正 (海上保安官署→第一管区海上保安本部)
・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理
【北海道】
【札幌管区気象台】

・現況に即した修正

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																						
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																							
<p>6 指定河川洪水予報 (1) 洪水予報河川及び担当 ア 北海道開発局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石狩川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩川上流、忠別川、美瑛川、牛朱別川</td> <td>旭川地方气象台、旭川開発建設部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 伝達 ア 北海道開発局と札幌管区气象台等が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</p> <p>イ 北海道と札幌管区气象台が共同で発表する場合 (水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)</p>		水系名	河川名	担当	石狩川	(略)	(略)	石狩川上流、忠別川、美瑛川、牛朱別川	旭川地方气象台、旭川開発建設部	(略)	(略)	<p>6 指定河川洪水予報 (1) 洪水予報河川及び担当 ア 北海道開発局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石狩川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 伝達 ア 北海道開発局と札幌管区气象台が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</p> <p>イ 北海道と札幌管区气象台が共同で発表する場合 (水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)</p>		水系名	河川名	担当	石狩川	(略)	(略)	石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川	(略)	(略)	(略)	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・表記の統一【札幌管区气象台】</p> <p>・表記の統一【北海道】</p> <p>・現況に即した修正</p> <p>・現況に即した修正</p>
水系名	河川名	担当																								
石狩川	(略)	(略)																								
	石狩川上流、忠別川、美瑛川、牛朱別川	旭川地方气象台、旭川開発建設部																								
	(略)	(略)																								
水系名	河川名	担当																								
石狩川	(略)	(略)																								
	石狩川(上流)、忠別川、美瑛川、牛朱別川	(略)																								
	(略)	(略)																								

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>7 水防警報 (水防法第16条) (1) 国土交通大臣が行う水防警報 ア 河川</p> <p>ア 河川</p> <p>ア 海岸</p> <p>(2) 知事が行う水防警報 第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。</p> <p>8 水位情報の通知 (1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知</p>	<p>7 水防警報 (水防法第16条) (1) 国土交通大臣が行う水防警報 ア 河川</p> <p>ア 河川</p> <p>ア 海岸</p> <p>(2) 知事が行う水防警報 第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。</p> <p>8 水位情報の通知 (1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室) 【北海道】 ・道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室) 【北海道】 ・道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室) 【北海道】 ・現況に即した修正 ・道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室) 【北海道】

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(2) 知事が行う水位情報の通知</p>  <p>(略)</p> <p>10 気象情報等</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得ら</p>	<p>(2) 知事が行う水位情報の通知</p>  <p>(略)</p> <p>10 気象情報等</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(2) 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。</p> <p>(3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得ら</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>(5) 気象情報等</p> <p>ア 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>イ 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。</p> <p>ウ 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得ら</p>	<p>更新対象外</p> <p>(5) 気象情報等</p> <p>ア 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>イ 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。</p> <p>ウ 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</p> <p>(略)</p> <p>オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得ら</p>	<p>現況に即した修正</p> <p>・早期注意情報の要素に高潮を追加【札幌管区气象台】</p> <p>・字句の修正【札幌管区气象台】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>れた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>発表</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p>得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が<u>発表</u>される。</p> <p>(略)</p>	<p>れた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>発表</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p>得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が<u>発表</u>される。</p> <p>(略)</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項</p> <p>2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 第2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>9</u> その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p> <p>第3 道防災会議が主唱する訓練 1 防災総合訓練 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量 <u>(住民持参分を除く)</u> を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項</p> <p>2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 第2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p><u>9 応援・受援訓練</u> <u>10</u> その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p> <p>第3 道防災会議が主唱する訓練 1 防災総合訓練 <u>地震・津波災害、風水害、雪害等</u>を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項にも留意しながら</u>概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の</u></p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 2 配慮すべき事項</p> <p>(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災訓練計画 2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(9)</u> その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div> <p>第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 1 食料その他の物資の確保</p> <p>(1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量 <u>(住民持参分を除く)</u> を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 2 配慮すべき事項</p> <p>(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災訓練計画 2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p><u>(9) 応援・受援訓練</u> <u>(10)</u> その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・男女共同参画の観点を明記【とち防災マスターネットワーク】</p> <p>・実施すべき訓練に応援・受援訓練を追記【防災会議幹事会】</p> <p>・訓練内容の実態にあわせた文言修正【北海道】</p> <p>・備蓄にあたり留意すべき事項等を修正</p> <p>・滞在人口の多い時間帯の発災【報道有識者】</p> <p>・アレルギー対応食等への配慮【気象予報士】【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 燃料…ガソリン、灯油 その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋</p> <p>(略)</p> <p>第3 備蓄倉庫等の整備 道及び市町村は、防災資機材倉庫の整備に努める。 (参考) 資料編5-5 道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫一覧</p> <p>第4節 相互応援(受援)体制整備計画 第1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>第2 相互応援(受援)体制の整備 1 北海道 (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都</p>	<p><u>健康に配慮すること。</u> (3) <u>厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> (4) <u>備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u></p> <p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 燃料…ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、<u>(電源不要なもの)</u>、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 備蓄倉庫等の整備 道及び市町村は、防災資機材倉庫の整備に努める。 (参考) 資料編5-4 道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫一覧</p> <p>第4節 相互応援(受援)体制整備計画 第1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし</u>、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>第2 相互応援(受援)体制の整備 1 北海道 (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都</p>	<p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、哺乳びん、女性用品、おむつ（小児用、大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油 その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋</p> <p>(略)</p> <p>1 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。</p> <p><u>更新対象外</u></p> <p>第5節 相互応援(受援)体制整備計画 1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>2 相互応援(受援)体制の整備</p>	<p><u>健康に配慮すること。</u> ウ <u>厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> エ <u>備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u></p> <p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、女性用品、おむつ（小児用、大人用） 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、<u>(電源不要なもの)</u>、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u></p> <p>(略)</p> <p>1 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。</p> <p><u>更新対象外</u></p> <p>第5節 相互応援(受援)体制整備計画 1 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし</u>、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p>	<p>・孤立を想定した備蓄【報道、有識者】</p> <p>・採暖に必要な備蓄等【陸自北部方面総監部】</p> <p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>2 市町村 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 <u>(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>(6) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。<u>その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮する必要がある。</u></p> <p>2 市町村 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略</p>	<p>更新対象外 <u>※該当する記載がないため</u></p> <p>(1) 町 ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 <u>(新設)</u></p>	<p>更新対象外</p> <p>(1) 町 ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 <u>(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>(6) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、上ノ国町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（上ノ国町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、上ノ国町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>・本州等からの受援は課題がある旨の修正【北ガス】</p> <p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】【北海道社会福祉協議会】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (2) 防災訓練の実施</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>エ 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>オ 図上訓練 市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制整備計画 第1 避難誘導體制の構築</p> <p>5 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>6 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (2) 防災訓練の実施</p> <p>エ <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p>オ 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>カ 図上訓練 市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制整備計画 第1 避難誘導體制の構築</p> <p>5 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>6 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>第6節 自主防災組織の育成等に関する計画 4 自主防災組織の活動 (1) 平常時の活動 イ 防災訓練の実施</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>④ 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>⑤ 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難体制整備計画 1 避難誘導體制の構築</p> <p>(5) 江差保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第6節 自主防災組織の育成等に関する計画 4 自主防災組織の活動 (1) 平常時の活動 イ 防災訓練の実施</p> <p>④ <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p>⑤ 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>⑥ 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難体制整備計画 1 避難誘導體制の構築</p> <p>(5) 江差保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p>	<p>・訓練の例示を追加【日赤看護大】</p> <p>・新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p><u>(新設)</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>8 道及び市町村は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>11 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市町村は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>12 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。 道と市町村は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あ</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(9) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u></p> <p><u>(10) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>(11) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あ</u></p>	<p>・観光客の避難等の体制構築に係る修正【経済部観光振興課】</p> <p>・冬期の避難体制構築を明記【日赤看護大】</p> <p>・広域避難の具体的な手順等を定める【北海道】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第4 市町村における避難計画の策定等</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市町村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、(略)</p> <p>3 市町村の避難計画 市町村は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法(参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」(北海道作成)資料編9-8及び9-9)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)</p>	<p>第4 市町村における避難計画の策定等</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等の作成及び住民等への周知 市町村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、(略)</p> <p>3 市町村の避難計画 市町村は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法(参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」(北海道作成)資料編9-8及び9-9)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u></p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)</p>	<p>4 町における避難計画の策定等</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、(略)</p> <p>(3) 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)</p>	<p>4 町における避難計画の策定等</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、(略)</p> <p>(3) 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u></p> <p>ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)</p>	<p>・Web ハザードマップを明記【日赤看護大】</p> <p>・紙以外の媒体も含むよう修正【北海道】</p> <p>・平時の取組みであるため第5章第6節第10_2から移動 ・昼夜間人口の差異に留意することを追記【気象予報士】</p> <p>・家庭動物受入れ体制の整備【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>ア 給水、給食措置</p> <p>イ 毛布、寝具等の支給</p> <p>ウ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>エ <u>暖房</u>及び発電機用燃料の確保</p> <p>オ 負傷者に対する応急救護</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <p>ア 避難中の秩序保持</p> <p>イ 住民の避難状況の把握</p> <p>ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</p> <p>エ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>(7) 避難に関する広報</p> <p>ア 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知</p> <p>イ 緊急速報メールによる周知</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p>エ 避難誘導者による現地広報</p> <p>オ 住民組織を通じた広報</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>4 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u>なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p>	<p>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>(5) 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>ア 給水、給食措置</p> <p>イ 毛布、寝具等の支給</p> <p>ウ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>エ <u>冷暖房</u>及び発電機用燃料の確保</p> <p>オ 負傷者に対する応急救護</p> <p><u>カ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u></p> <p>(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <p>ア 避難中の秩序保持</p> <p>イ 住民の避難状況の把握</p> <p>ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</p> <p>エ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>(7) 避難に関する広報</p> <p>ア 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知</p> <p>イ 緊急速報メールによる周知</p> <p>ウ <u>SNSを活用した周知</u></p> <p>エ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p>オ 避難誘導者による現地広報</p> <p>カ 住民組織を通じた広報</p> <p>4 避難所運営 <u>避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p>5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、</u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。</u>システムを整備する際には、個人情報^の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分</p>	<p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置</p> <p>② 毛布、寝具等の支給</p> <p>③ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>④ <u>暖房</u>及び発電機用燃料の確保</p> <p>⑤ 負傷者に対する応急救護</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <p>① 避難中の秩序保持</p> <p>② 住民の避難状況の把握</p> <p>③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</p> <p>④ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>キ 避難に関する広報</p> <p>① 防災行政無線等による周知</p> <p>② 緊急速報メールによる周知</p> <p>③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p>④ 避難誘導者による現地広報</p> <p>⑤ 住民組織を通じた広報</p> <p>⑥ SNS（LINE等）による周知</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※すでに同様の記載があるため</div> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(4) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u>なお、個人データの取り扱いには注意しなければならない。</p>	<p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置</p> <p>② 毛布、寝具等の支給</p> <p>③ 衣料、日用必需品の支給</p> <p>④ <u>冷暖房</u>及び発電機用燃料の確保</p> <p>⑤ 負傷者に対する応急救護</p> <p>⑥ <u>上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u></p> <p>カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <p>① 避難中の秩序保持</p> <p>② 住民の避難状況の把握</p> <p>③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</p> <p>④ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>キ 避難に関する広報</p> <p>① 防災行政無線等による周知</p> <p>② 緊急速報メールによる周知</p> <p>③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知</p> <p>④ 避難誘導者による現地広報</p> <p>⑤ 住民組織を通じた広報</p> <p>⑥ SNS（LINE等）による周知</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p>(4) 避難所運営 <u>避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、</u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。</u>システムを整備する際には、個人情報^の取り扱いには注意しなければならない。</p>	<p>・国の通知（「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和5年7月12日付け府政防第284号、消防災第131号））における、避難所における冷暖房の充実強化を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・尊厳が保たれるよう配慮【日赤看護大】</p> <p>・広報ツールの追加【日赤看護大】</p> <p>・能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正【DX課・気象予報士】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め</u>印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>1 道の対策</p> <p>道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。</p> <p>(1) 地域における安全体制の確保</p> <p>災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、<u>先行事例を紹介するなど作成支援に努めていく。</u></p> <p>2 市町村の対策</p> <p>市町村は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</u></p>	<p>留意するものとする。</p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ</u>印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>1 道の対策</p> <p>道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。</p> <p>(1) 地域における安全体制の確保</p> <p>災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、<u>先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。</u></p> <p>2 市町村の対策</p> <p>市町村は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</u>等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿</u></p>	<p>また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め</u>印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div> <p>2 町の対策</p> <p>町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個別避難計画の作成</p> <p>町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</u></p>	<p>また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ</u>印刷の上、各避難所に保管することに努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p>2 町の対策</p> <p>町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</u>等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個別避難計画の作成</p> <p>町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に</u></p>	<p>・意見照会結果 (が望ましい→)に努める)</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p>第2 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>1 多言語による広報の充実</p> <p>2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p> <p>3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p> <p>(略)</p> <p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 第2 道、市町村及び防災関係機関</p> <p>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険の</p>	<p><u>情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>第2 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実</p> <p>2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 <u>及びピクトグラム化</u></p> <p>3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p> <p>(略)</p> <p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 第2 道、市町村及び防災関係機関</p> <p>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険の</p>	<p>(5) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p>4 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 多言語による広報の充実</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p> <p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p> <p>(略)</p> <p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画 2 町及び防災関係機関</p> <p>(1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険</p>	<p><u>係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>4 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 <u>及びピクトグラム化</u></p> <p>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p> <p>(略)</p> <p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画 2 町及び防災関係機関</p> <p>(1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・避難情報伝達や広報等の充実について追記【気象予報士、報道・有識者】</p>

北海道地域防災計画 本編			上ノ国町地域防災計画 本編			備考 (道地域防災計画の 修正理由)																												
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																														
<p>ある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 (参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定)</p> <p>2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 水害予防計画</p> <p>第1 現況 本道の河川数は、石狩川、天塩川、十勝川の三大河川をはじめ2,000を超えている。このうち、特に水防上警戒を要する河川は、次のとおりとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(R2.4.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国土交通大臣による指定</th> <th>北海道知事による指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報指定河川</td> <td>44 河川</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報河川</td> <td>60 河川</td> <td>137 河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報の海岸</td> <td>1 海岸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水位周知河川</td> <td>21 河川</td> <td>136 河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定	洪水予報指定河川	44 河川	1 河川	水防警報河川	60 河川	137 河川	水防警報の海岸	1 海岸	—	水位周知河川	21 河川	136 河川	<p>ある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。(参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定)</p> <p>2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、<u>衛星インターネット</u>等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>7 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 水害予防計画</p> <p>第1 現況 本道の河川数は、石狩川、天塩川、十勝川の三大河川をはじめ2,000を超えている。このうち、特に水防上警戒を要する河川は、次のとおりとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(R6.12.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国土交通大臣による指定</th> <th>北海道知事による指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報指定河川</td> <td>44 河川</td> <td>1 河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報河川</td> <td>60 河川</td> <td>154 河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報の海岸</td> <td>1 海岸</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水位周知河川</td> <td>21 河川</td> <td>153 河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定	洪水予報指定河川	44 河川	1 河川	水防警報河川	60 河川	154 河川	水防警報の海岸	1 海岸	—	水位周知河川	21 河川	153 河川	<p>のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線(戸別受信機を含む)等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第12節 水害予防計画</p> <p>1 現況 水防法第13条の規定に基づき、知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川に、天野川が指定されている。また、北海道防災会議が定めた「災害危険区域現地調査実施要領」等の規程に基づく本町の関係する災害危険箇所は、水防区域2ヶ所、高波・高潮・津波等危険箇所18ヶ所、市街地における低地帯の浸水予想区域は3ヶ所となっている。 【資料編4-12-1 洪水ハザードマップ (P4-161)】</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※町による独自の記載のため</p> </div>	<p>陰のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線(戸別受信機を含む)等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、<u>衛星インターネット</u>等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(7) 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第12節 水害予防計画</p> <p>1 現況 水防法第13条の規定に基づき、知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川に、天野川が指定されている。また、北海道防災会議が定めた「災害危険区域現地調査実施要領」等の規程に基づく本町の関係する災害危険箇所は、水防区域2ヶ所、高波・高潮・津波等危険箇所18ヶ所、市街地における低地帯の浸水予想区域は3ヶ所となっている。 【資料編4-12-1 洪水ハザードマップ (P4-161)】</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・通信手段の追記【総合通信局】</p> <p>・非常用電源確保を明記【総合通信局、DX課】</p> <p>・通信手段の追記【総合通信局】</p> <p>・時点修正【建設部】</p>
区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定																																
洪水予報指定河川	44 河川	1 河川																																
水防警報河川	60 河川	137 河川																																
水防警報の海岸	1 海岸	—																																
水位周知河川	21 河川	136 河川																																
区分	国土交通大臣による指定	北海道知事による指定																																
洪水予報指定河川	44 河川	1 河川																																
水防警報河川	60 河川	154 河川																																
水防警報の海岸	1 海岸	—																																
水位周知河川	21 河川	153 河川																																

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第12節 風害予防計画 第1 予防対策 国、道及び市町村等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。</p> <p>1 北海道森林管理局、北海道海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、<u>海岸防災林造成事業や防風林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 雪害予防計画 【北海道雪害対策実施要綱】 第2 防災会議の体制</p> <p>2 設置期間 11月1日から3月31日まで</p> <p>3 連絡部の任務 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信 (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換 (3) 雪害に対処するための<u>除雪機械等に関する資料</u>の収集 (4) 雪害時における定時報告 <u>9時 13時 17時</u> (5) その他雪害対策に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災関係機関の予防対策 2 交通、通信、送電及び食料の確保</p> <p>(2) 北海道 北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。</p>	<p>第12節 風害予防計画 第1 予防対策 国、道及び市町村等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。</p> <p>1 北海道森林管理局、北海道海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、<u>防災林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 雪害予防計画 【北海道雪害対策実施要綱】 第2 防災会議の体制</p> <p>2 設置期間 11月1日から3月31日まで <u>(なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。)</u></p> <p>3 連絡部の任務 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信 (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換 (3) 雪害に対処するための<u>必要な資料</u>の収集 (4) 雪害時における定時的な報告 (5) その他雪害対策に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災関係機関の予防対策 2 交通、通信、送電及び食料の確保</p> <p>(2) 北海道 北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。</p>	<p>第13節 風害予防計画 1 予防対策 国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 北海道森林管理局、北海道海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、<u>海岸防災林造成事業や防風林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 雪害予防計画</p> <p>雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。 【資料編4-14-1 北海道雪害対策実施要綱 (P4-163)】</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u> ※該当する記載がないため</p> <p>(略)</p> <p>2 各機関の除雪作業の基準</p> <p>(2) 北海道(渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所) 北海道が管理する道路で路線の区分に応じて冬期間除雪作業を行う。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。</p>	<p>第13節 風害予防計画 1 予防対策 国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 北海道森林管理局、北海道海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、<u>防災林造成事業等</u>の治山事業を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 雪害予防計画</p> <p>雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。 【資料編4-14-1 北海道雪害対策実施要綱 (P4-163)】</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p>(略)</p> <p>2 各機関の除雪作業の基準</p> <p>(2) 北海道(渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所) 北海道が管理する道路で路線の区分に応じて冬期間除雪作業を行う。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。</p>	<p>・事業名の訂正【北海道】</p> <p>・現状を踏まえて柔軟な設置を可能にする【北海道】</p> <p>・現状を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編			上ノ国町地域防災計画 本編			備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																
前回版 (R6.1 及び R5.1)			現行 (R7.1)			現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標準交通量</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>1,000台/日以上</td> <td>2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>300台/日以上 1,000台/日未満</td> <td>2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>300台/日未満</td> <td>2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第14節 融雪災害予防計画 【北海道融雪災害対策実施要綱】 第2 防災会議の体制</p> <p>2 設置期間 3月15日から6月15日まで</p> <p>3 連絡部の任務</p> <p>(1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集</p> <p>(2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換</p> <p>(3) 融雪災害時における定時報告 <u>9時、13時、17時</u></p> <p>(4) その他融雪災害対策に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第15節 高波、高潮災害予防計画 第1 海岸の現況 本道の海岸延長は、約3,100kmで、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は<u>約1,759km</u>である。 本道における海岸保全区域は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>海岸保全区域延長 (km)</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省(水管管理・国土保全局)</td> <td>1,318</td> <td>各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国</td> </tr> <tr> <td>国土交通省(港湾局)</td> <td>116</td> <td>各港湾管理者</td> </tr> <tr> <td>農林水産省(農村振興局)</td> <td>96</td> <td>各(総合)振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>農林水産省(水産庁)</td> <td>221</td> <td>各(総合)振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計(実延長)</td> <td>1,759</td> <td>(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 令和3年度版 海岸統計)</p>	種類	標準交通量	除雪目標	第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。	第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。	第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。	所管	海岸保全区域延長 (km)	管理	国土交通省(水管管理・国土保全局)	1,318	各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国	国土交通省(港湾局)	116	各港湾管理者	農林水産省(農村振興局)	96	各(総合)振興局産業振興部	農林水産省(水産庁)	221	各(総合)振興局産業振興部	重複	8	-	計(実延長)	1,759	(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標準交通量</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>1,000台/日以上</td> <td>2車線以上の<u>所定</u>幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>300台/日以上 1,000台/日未満</td> <td>2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>300台/日未満</td> <td>2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第14節 融雪災害予防計画 【北海道融雪災害対策実施要綱】 第2 防災会議の体制</p> <p>2 設置期間 3月15日から6月15日まで <u>(なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。)</u></p> <p>3 連絡部の任務</p> <p>(1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集</p> <p>(2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換</p> <p>(3) 融雪災害時における定時的な報告</p> <p>(4) その他融雪災害対策に必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>第15節 高波、高潮災害予防計画 第1 海岸の現況 本道の海岸延長は、約3,100km <u>(北方領土を除く。)</u>で、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は<u>約1,760km</u>である。 本道における海岸保全区域は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>海岸保全区域延長 (km)</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省(水管管理・国土保全局)</td> <td>1,319</td> <td>各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国</td> </tr> <tr> <td>国土交通省(港湾局)</td> <td>116</td> <td>各港湾管理者</td> </tr> <tr> <td>農林水産省(農村振興局)</td> <td>96</td> <td>各(総合)振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>農林水産省(水産庁)</td> <td>221</td> <td>各(総合)振興局産業振興部</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計(実延長)</td> <td>1,760</td> <td>(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 令和4年度版 海岸統計)</p>	種類	標準交通量	除雪目標	第1種	1,000台/日以上	2車線以上の <u>所定</u> 幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。	第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。	第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。	所管	海岸保全区域延長 (km)	管理	国土交通省(水管管理・国土保全局)	1,319	各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国	国土交通省(港湾局)	116	各港湾管理者	農林水産省(農村振興局)	96	各(総合)振興局産業振興部	農林水産省(水産庁)	221	各(総合)振興局産業振興部	重複	8	-	計(実延長)	1,760	(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・道路除雪業務処理要領との整合を図る【北海道】</p> <p>・現状を踏まえて柔軟な設置を可能にする【北海道】</p> <p>・任務の修正【北海道】</p> <p>・本節に記載する海岸延長距離は北方領土を含まないことからその旨記載するとともに、海岸保全区域延長距離を時点更新【北海道】</p>
種類	標準交通量	除雪目標																																																																				
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。																																																																				
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。																																																																				
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。																																																																				
所管	海岸保全区域延長 (km)	管理																																																																				
国土交通省(水管管理・国土保全局)	1,318	各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国																																																																				
国土交通省(港湾局)	116	各港湾管理者																																																																				
農林水産省(農村振興局)	96	各(総合)振興局産業振興部																																																																				
農林水産省(水産庁)	221	各(総合)振興局産業振興部																																																																				
重複	8	-																																																																				
計(実延長)	1,759	(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)																																																																				
種類	標準交通量	除雪目標																																																																				
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の <u>所定</u> 幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。																																																																				
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。																																																																				
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。																																																																				
所管	海岸保全区域延長 (km)	管理																																																																				
国土交通省(水管管理・国土保全局)	1,319	各(総合)振興局建設管理部直轄工事区間:国																																																																				
国土交通省(港湾局)	116	各港湾管理者																																																																				
農林水産省(農村振興局)	96	各(総合)振興局産業振興部																																																																				
農林水産省(水産庁)	221	各(総合)振興局産業振興部																																																																				
重複	8	-																																																																				
計(実延長)	1,760	(各省の海岸保全区域延長は四捨五入による)																																																																				

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																																						
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																																																																							
<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>第1 現況</p> <p>1 本道における、<u>当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに</u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> <th rowspan="2">土砂災害特別警戒区域</th> </tr> <tr> <th>平成14年度土砂災害危険箇所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,511</td> <td>6,227</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,733</td> <td>1,801</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>506</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>11,750</td> <td>8,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本道における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,474</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 予防対策</p> <p>2 市町村 (略)</p> <p>(4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等</p>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	平成14年度土砂災害危険箇所		急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227	土石流	4,995	4,733	1,801	地滑り	437	506	0	指定箇所数 計	11,898	11,750	8,028	区分	箇所数	山地災害危険地区	15,474	<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>第1 現況</p> <p>1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.12.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> <th rowspan="2">土砂災害特別警戒区域</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,516</td> <td>6,232</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,733</td> <td>1,801</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>508</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,757</td> <td>8,033</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 (北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況) https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/ (HP版) https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/ (スマートフォン版)</p> <p>2 本道における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,493</td> </tr> </tbody> </table> <p>※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 (北海道(民有林)の山地災害危険地区) https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/ (北海道(国有林)の山地災害危険地区) https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html</p> <p>第2 予防対策</p> <p>2 市町村 (略)</p> <p>(4) <u>土砂災害</u>警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地</p>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			急傾斜地の崩壊	6,516	6,232		土石流	4,733	1,801		地滑り	508	0		指定箇所数 計	11,757	8,033		区分	箇所数	山地災害危険地区	15,493	<p>第17節 土砂災害予防計画</p> <p>1 現況</p> <p>(1) 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R3.3月現在 (令和2年度公表)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数計</td> <td>77</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>なだれ危険地区</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予防対策</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	40	38	土石流	32	22	地すべり	5	0	指定箇所数計	77	60	区分	箇所数	山腹崩壊危険地区	94	崩壊土砂流出危険地区	425	地すべり危険地区	17	なだれ危険地区	0	<p>第17節 土砂災害予防計画</p> <p>1 現況</p> <p>(1) 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.12.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数計</td> <td>77</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 (北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況) https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/ (HP版) https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/ (スマートフォン版)</p> <p>(2) 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>なだれ危険地区</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 (北海道(民有林)の山地災害危険地区) https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/ (北海道(国有林)の山地災害危険地区) https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html</p> <p>2 予防対策</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	40	38	土石流	32	22	地すべり	5	0	指定箇所数計	77	60	区分	箇所数	山腹崩壊危険地区	94	崩壊土砂流出危険地区	425	地すべり危険地区	17	なだれ危険地区	0	<p>・国通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正及び時点修正【北海道】 以下、同様</p> <p>・区域指定状況の時点更新、情報掲載先の記載追加【北海道】</p> <p>・箇所数の時点更新、情報掲載先の記載追加【北海道】</p>
自然現象の種類		土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域																																																																																																					
	平成14年度土砂災害危険箇所																																																																																																									
急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227																																																																																																							
土石流	4,995	4,733	1,801																																																																																																							
地滑り	437	506	0																																																																																																							
指定箇所数 計	11,898	11,750	8,028																																																																																																							
区分	箇所数																																																																																																									
山地災害危険地区	15,474																																																																																																									
自然現象の種類	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域																																																																																																							
急傾斜地の崩壊	6,516	6,232																																																																																																								
土石流	4,733	1,801																																																																																																								
地滑り	508	0																																																																																																								
指定箇所数 計	11,757	8,033																																																																																																								
区分	箇所数																																																																																																									
山地災害危険地区	15,493																																																																																																									
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域																																																																																																								
急傾斜地の崩壊	40	38																																																																																																								
土石流	32	22																																																																																																								
地すべり	5	0																																																																																																								
指定箇所数計	77	60																																																																																																								
区分	箇所数																																																																																																									
山腹崩壊危険地区	94																																																																																																									
崩壊土砂流出危険地区	425																																																																																																									
地すべり危険地区	17																																																																																																									
なだれ危険地区	0																																																																																																									
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域																																																																																																								
急傾斜地の崩壊	40	38																																																																																																								
土石流	32	22																																																																																																								
地すべり	5	0																																																																																																								
指定箇所数計	77	60																																																																																																								
区分	箇所数																																																																																																									
山腹崩壊危険地区	94																																																																																																									
崩壊土砂流出危険地区	425																																																																																																									
地すべり危険地区	17																																																																																																									
なだれ危険地区	0																																																																																																									

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>とする。 また、市町村に対し<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>危険区域</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流予防計画 (2) 北海道 イ 市町村に対し<u>危険渓流</u>に関する資料を提供し、住民への<u>危険渓流</u>に関する資料の提供について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域、<u>土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区</u>の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>危険区域</u>の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>第17節積雪・寒冷対策計画 第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村 市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に<u>準じ</u>、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき<u>十分</u>留意するものとする。 (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令</p>	<p>とする。 また、市町村に対し<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>等</u>の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流予防計画 (2) 北海道 イ 市町村に対し<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する資料を提供し、住民への<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する資料の提供について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>等</u>や崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>第17節積雪・寒冷対策計画 第2 避難救出措置等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村 市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱<u>第9</u>に<u>基づき</u>、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき<u>留意するものとする。</u> (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>第18節 積雪・寒冷対策計画 2 避難救出措置等</p> <p>町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に<u>準じ</u>、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき<u>十分</u>留意するものとする。 (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができ</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>第18節 積雪・寒冷対策計画 2 避難救出措置等</p> <p>町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱<u>第9</u>に<u>基づき</u>、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき留意するものとする。 (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができ</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>ができるようにしておくこと。</p> <p>(2) <u>災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>2 航空輸送の確保 災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時ヘリポートの確保 道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第5 寒冷対策の推進</p> <p>2 避難所対策 市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p>	<p>ができるようにしておくこと。</p> <p>(2) <u>積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>2 航空輸送の確保 災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時ヘリポートの確保 道及び市町村は、孤立が予想される地域のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第5 寒冷対策の推進</p> <p>2 避難所対策 市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u>、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>市町村は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p>	<p>るようにしておくこと。</p> <p>(2) <u>災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 航空輸送の確保</p> <p>災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>道及び町は、孤立が予想される集落の緊急時ヘリポートの確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 寒冷地対策の推進</p> <p>(2) 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p>	<p>るようにしておくこと。</p> <p>(2) <u>積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 航空輸送の確保</p> <p>災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>道及び町は、孤立が予想される地域の緊急時ヘリポートの確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 寒冷地対策の推進</p> <p>(2) 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u>、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p>	<p>・積雪寒冷を想定した備えを追記【北海道】</p> <p>・寒冷対策を追記【日赤看護大】</p> <p>・寒冷対策を追記【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達画</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 北海道災害対策本部における災害情報等の収集、連絡及び共有</p> <p>(1) 北海道災害対策本部 北海道災害対策本部は、北海道災害対策地方本部、防災会議構成機関等から災害に関する情報を収集し、関係機関との情報共有に努めるものとする。 また、<u>災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じ指揮室を設置し、機能別の会議の開催のほか、災害の種別や地域に応じて、国等の関係機関と連携・協力して対応にあたるため、関係機関間の情報共有ツールとして「防災共通地図」を活用することにより災害情報等を一元的に把握するものとする。</u> <u>防災共通地図には、災害予防・応急対策に必要なとなる、防災拠点となり得る施設やハザードマップなどの様々な情報を重ねて表示する。位置情報の表現を統一するため、住所のほか経緯度・UTMの各グリッドをひとつの地図に表示し、関係者による情報共有を図る。</u> <u>地図に表示する防災拠点などの情報等（関</u></p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 北海道災害対策本部における災害情報等の収集、連絡及び共有</p> <p>(1) 北海道災害対策本部 北海道災害対策本部は、北海道災害対策地方本部、防災会議構成機関等から災害に関する情報を収集し、関係機関との情報共有に努めるものとする。<u>その際、積極的に画像情報の収集に努めるものとする。</u> また、<u>北海道防災情報システム等により収集した情報は、総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して位置情報と結びつけた上で防災関係機関とリアルタイムで共有するものとする。</u></p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※該当する記載がないため</div>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・防災基本計画修正、国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																																																										
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																																																																																											
<p><u>係市町村、災害箇所、救護・救助活動地点、物資輸送経路、指定緊急避難場所（指定避難所）、避難経路等</u>を記載。</p> <p>(略)</p> <p>5 情報の分析整理 道及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>平日(左記時間帯以外)・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-43423</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> <td>5010</td> </tr> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5010</td> </tr> </table> <p>第2節 災害通信計画 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>(略)</p> <p><u>2 電報による通信 (略)</u></p> <p><u>3 公衆通信設備以外の通信</u></p> <p>(略)</p>	時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線	電話	90-49013	FAX	90-49033	地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-43423	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線	5017	5010	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49175	FAX	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5010	<p>(略)</p> <p>5 情報の分析整理 道及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>平日(左記時間帯以外)・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> <td>5017</td> </tr> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> </tr> </table> <p>第2節 災害通信計画 第2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>(略)</p> <p><u>(全削除)</u></p> <p><u>2 公衆通信設備以外の通信</u></p> <p>(略)</p>	時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線	電話	90-49013	FAX	90-49033	地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線	5017	5017	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49175	FAX	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5017	<p>5 情報の分析整理 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>平日(左記時間帯以外)・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> </table> <p>更新対象外</p> <p>※町による独自の記載のため</p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table> <p>更新対象外</p> <p>※町による独自の記載のため</p> <p>第3節 災害通信計画 2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 電報による通信 (略)</u></p> <p><u>(3) 専用通信施設及び無線通信施設の利用</u></p> <p>(略)</p>	時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	<p>5 情報の分析整理 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>平日(左記時間帯以外)・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> </table> <p>更新対象外</p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table> <p>更新対象外</p> <p>第3節 災害通信計画 2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>(略)</p> <p><u>(全削除)</u></p> <p><u>(2) 専用通信施設及び無線通信施設の利用</u></p> <p>(略)</p>	時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	<p>・消防庁の電話番号等の修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合を図る修正【北海道総合通信局】</p>
時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																												
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																												
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																												
消防防災無線	電話	90-49013																																																																																																																												
	FAX	90-49033																																																																																																																												
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-43423																																																																																																																												
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																												
中央防災無線	5017	5010																																																																																																																												
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																												
消防防災無線	電話	90-49175																																																																																																																												
	FAX	90-49036																																																																																																																												
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																												
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																												
中央防災無線	5010																																																																																																																													
時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																												
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																												
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																												
消防防災無線	電話	90-49013																																																																																																																												
	FAX	90-49033																																																																																																																												
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013																																																																																																																												
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																												
中央防災無線	5017	5017																																																																																																																												
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																												
消防防災無線	電話	90-49175																																																																																																																												
	FAX	90-49036																																																																																																																												
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																												
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																												
中央防災無線	5017																																																																																																																													
時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																												
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																												
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																												
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																												
時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																												
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																												
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																												
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																													
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																												
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																												

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p><u>4</u> 通信途絶時等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 報道の要請</p> <p><u>(1)</u> 放送</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 日本放送協会札幌放送局 <u>イ</u> 北海道放送株式会社 <u>ウ</u> 札幌テレビ放送株式会社 <u>エ</u> 北海道テレビ放送株式会社 <u>オ</u> 北海道文化放送株式会社 <u>カ</u> 株式会社テレビ北海道 <u>キ</u> 株式会社エフエム北海道 <u>ク</u> 株式会社エフエム・ノースウエーブ <u>ケ</u> 株式会社S T Vラジオ</p> <p><u>(2)</u> 新聞</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 北海道新聞社 <u>イ</u> 朝日新聞北海道支社 <u>ウ</u> 毎日新聞北海道支社 <u>エ</u> 読売新聞東京本社北海道支社 <u>オ</u> 日本経済新聞社札幌支社 <u>カ</u> 産業経済新聞社札幌支局 <u>キ</u> 共同通信社札幌支社 <u>ク</u> 時事通信社札幌支社 <u>ケ</u> 日刊工業新聞社札幌支局 <u>コ</u> 宗谷新聞社 <u>サ</u> 留萌新聞社 <u>シ</u> 釧路新聞社 <u>ス</u> 十勝毎日新聞社 <u>セ</u> 名寄新聞社 <u>ソ</u> 苫小牧民報社 <u>タ</u> 室蘭民報社 <u>チ</u> 日高報知新聞社 <u>ツ</u> 北海民友新聞社 <u>テ</u> 日本工業新聞社北海道支局 <u>ト</u> 函館新聞社 <u>ナ</u> 網走タイムス社</p> <p>第3節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>3 市町村の広報 市町村は、所管区域内の防災関係機関との連</p>	<p><u>3</u> 通信途絶時等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>第3</u> 報道の要請</p> <p><u>1</u> 放送</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 日本放送協会札幌放送局 <u>(2)</u> 北海道放送株式会社 <u>(3)</u> 札幌テレビ放送株式会社 <u>(4)</u> 北海道テレビ放送株式会社 <u>(5)</u> 北海道文化放送株式会社 <u>(6)</u> 株式会社テレビ北海道 <u>(7)</u> 株式会社エフエム北海道 <u>(8)</u> 株式会社エフエム・ノースウエーブ <u>(9)</u> 株式会社S T Vラジオ</p> <p><u>2</u> 新聞</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 北海道新聞社 <u>(2)</u> 朝日新聞北海道支社 <u>(3)</u> 毎日新聞北海道支社 <u>(4)</u> 読売新聞東京本社北海道支社 <u>(5)</u> 日本経済新聞社札幌支社 <u>(6)</u> 産業経済新聞社札幌支局 <u>(7)</u> 共同通信社札幌支社 <u>(8)</u> 時事通信社札幌支社 <u>(9)</u> 日刊工業新聞社札幌支局 <u>(10)</u> 宗谷新聞社 <u>(11)</u> 留萌新聞社 <u>(12)</u> 釧路新聞社 <u>(13)</u> 十勝毎日新聞社 <u>(14)</u> 名寄新聞社 <u>(15)</u> 苫小牧民報社 <u>(16)</u> 室蘭民報社 <u>(17)</u> 日高報知新聞社 <u>(18)</u> 北海民友新聞社 <u>(19)</u> 日本工業新聞社北海道支局 <u>(20)</u> 函館新聞社 <u>(21)</u> 網走タイムス社</p> <p>第3節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>3 市町村の広報 市町村は、所管区域内の防災関係機関との連</p>	<p><u>(4)</u> 通信途絶時における措置</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">※該当する記載がないため</div> <p>第4節 災害広報・情報提供計画 2 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>(2) 町の広報等の内容 町は、所管区域内の防災関係機関との連絡</p>	<p><u>(3)</u> 通信途絶時における措置</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p>第4節 災害広報・情報提供計画 2 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>(2) 町の広報等の内容 町は、所管区域内の防災関係機関との連絡</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p>	<p>絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市町村が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ</u>、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難対策計画</p> <p>9 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与<u>及び</u>避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p>	<p>を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する<u>ことや要配慮者等に必要な</u>情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難対策計画</p> <p>9 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市町村が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ</u>、速やかな避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 指定避難所の開設</p> <p>(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>・要配慮者等に必要な情報を広報する必要【日赤看護大】</p> <p>【北海道】</p> <p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第10 指定避難所の運営管理等	第10 指定避難所等の運営管理等	12 指定避難所の運営管理等	12 指定避難所等の運営管理等	・ 文言の適正化
<p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>2 市町村は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u>この際、<u>住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</u></p>	<p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>2 市町村は、<u>指定避難所の運営管理に際しては、</u>実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</p>	<p>(1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2) 町は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u>この際、<u>住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</u></p>	<p>(1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>(2) 町は、<u>指定避難所の運営管理に際しては、</u>実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・ 予防対策であるため、第4章第6節第4に移動【北海道】</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
4 市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。	4 市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 <u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u>	(4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。	(4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 <u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u>	・ 防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】
5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努	5 市町村は、 <u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、</u> 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのた	(5) 町は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に	(5) 町は、 <u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、</u> 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのた	・ 尊厳が保たれるよう配慮【日赤看護大】

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10 道及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」(資料編8-2参照)を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>11 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。</p> <p>12 道及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>13 市町村は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸</p>	<p>め、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>10 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</u></p> <p>11 道及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」(資料編8-2参照)を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>12 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。</p> <p>13 道及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>14 市町村は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸</p>	<p>め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や町、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10)町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>(11)道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(12)町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法な</p>	<p>め、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や町、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10)町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</u></p> <p>(11)町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>(12)道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(13)町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法な</p>	<p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画修正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。</p> <p>また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>14 市町村は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>15 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>16 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p>17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>第11 広域避難 5 関係機関の連携</p> <p>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。</p> <p>また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>15 市町村は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>16 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>17 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p>18 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>第11 広域避難 5 関係機関の連携</p> <p>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、</u></p>	<p>どについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>(13) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>(14) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(15) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(16) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>13 広域避難 (5) 関係機関の連携</p> <p>ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>どについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>(14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</p> <p>(15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>13 広域避難 (5) 関係機関の連携</p> <p>ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>・ 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>・ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u></p>	<p>・ 国の自主点検レポートを踏まえた修正 【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(略)</p> <p>第12 広域一時滞在 1 道内における広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応 道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>旅館等を含む</u>の確保 <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u></p> <p>(略)</p> <p>第12 広域一時滞在 1 道内における広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>知事は、上記(1)に基づく市町村長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u></p> <p>(8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応 道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p>4 <u>関係機関の連携</u> <u>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意し</u></p>	<p>(略)</p> <p>14 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">更新対象外 ※該当する記載がないため</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応 町は、広域一時滞在により町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>14 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p><u>オ 知事は、上記(ア)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(イ)から(エ)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応 町は、広域一時滞在により町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。</p> <p>(4) <u>関係機関の連携</u> <u>ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して</u></p>	<p>・受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨を追記【北海道】</p> <p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>4 内閣総理大臣による協議等の代行 (略)</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 第1 災害派遣要請</p> <p>1 派遣要請権者 (1) 知事 (総合振興局長又は振興局長)</p> <p>(略)</p> <p>第2 派遣活動 (略)</p> <p>9 炊飯及び給水 (略)</p>	<p><u>て対応するものとする。</u> ア 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理 イ 被災者を受け入れ可能な施設 (ホテル、旅館等を含む) の確保 ウ バスなど被災者の移送手段の確保 エ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握 オ 被災者の希望を踏まえた、施設 (ホテル、旅館等を含む) のマッチング カ 施設 (ホテル、旅館等を含む) への移送 キ 広域一時滞在先での継続的な支援 (2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在先等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣による協議等の代行 (略)</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 第1 災害派遣要請</p> <p>1 派遣要請権者 (1) 知事 (<u>ただし、北海道事務決裁規程第8条により、総合振興局長又は振興局長が専決することができる。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第2 派遣活動 (略)</p> <p>9 <u>給食、給水及び入浴支援</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p> <p>1 派遣要請権者 (1) 知事 (檜山振興局長)</p> <p>(略)</p> <p>7 派遣活動 (略)</p> <p>(9) <u>炊飯及び給水</u> (略)</p>	<p><u>対応するものとする。</u> ・ 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理 ・ 被災者を受け入れ可能な施設 (ホテル、旅館等を含む) の確保 ・ バスなど被災者の移送手段の確保 ・ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握 ・ 被災者の希望を踏まえた、施設 (ホテル、旅館等を含む) のマッチング ・ 施設 (ホテル、旅館等を含む) への移送 キ 広域一時滞在先での継続的な支援 イ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在先等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>更新対象外</p> <p>第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p> <p>1 派遣要請権者 (1) 知事 (<u>ただし、北海道事務決裁規程第8条により、檜山振興局長が専決することができる。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>7 派遣活動 (略)</p> <p>(9) <u>給食、給水及び入浴支援</u> (略)</p>	<p>・ 道内規により専決できることを明記【陸自北部方面総監部】</p> <p>・ 防災基本計画との整合を図るもの【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編						上ノ国町地域防災計画 本編						備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																		
前回版 (R6.1 及び R5.1)						現行 (R7.1)						現行 (R5.11)			修正案 (R8.●)																																																															
第6 災害派遣時の権限 (略) 派遣要請先 (指定部隊等の長) 1 陸上自衛隊						第6 災害派遣時の権限 (略) 派遣要請先 (指定部隊等の長) 1 陸上自衛隊						9 災害派遣時の権限 更新対象外 ※該当する記載がないため			9 災害派遣時の権限 更新対象外			<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編、電話番号変更【陸自北部方面総監部】 ・自衛隊派遣要請先一覧の更新【陸上自衛隊北部方面総監部】 																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2師団地区</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2791(当直2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>第4特科群長(上富良野駐屯地司令)</td> <td>群第3科</td> <td>空知郡上富良野町南町4丁目948</td> <td>0167-45-3101内線2230(当直2270)</td> <td>上川総合振興局</td> <td>富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団地区	(略)						第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第4特科群長(上富良野駐屯地司令)	群第3科	空知郡上富良野町南町4丁目948	0167-45-3101内線2230(当直2270)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2師団地区</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2791(当直2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td>第2特科連隊長</td> <td>連隊第3科</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2430(当直2459)</td> <td>上川、空知の各総合振興局</td> <td>旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鹿柄町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町</td> </tr> <tr> <td>第2戦車連隊長(上富良野駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>空知郡上富良野町南町4丁目948</td> <td>0167-45-3101内線2230(当直2301)</td> <td>上川総合振興局</td> <td>富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団地区	(略)					第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域	第2特科連隊長	連隊第3科	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2430(当直2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鹿柄町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町	第2戦車連隊長(上富良野駐屯地司令)	連隊第3科	空知郡上富良野町南町4丁目948	0167-45-3101内線2230(当直2301)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村						
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																									
第2師団地区	(略)																																																																													
第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																									
第4特科群長(上富良野駐屯地司令)	群第3科	空知郡上富良野町南町4丁目948	0167-45-3101内線2230(当直2270)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村																																																																									
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																									
第2師団地区	(略)																																																																													
第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																																																									
第2特科連隊長	連隊第3科	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2430(当直2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鹿柄町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町																																																																									
第2戦車連隊長(上富良野駐屯地司令)	連隊第3科	空知郡上富良野町南町4丁目948	0167-45-3101内線2230(当直2301)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5旅団地区</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121内線2237当直2303</td> <td>オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局</td> <td>第5旅団地区全域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5旅団地区	(略)					第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線2237当直2303	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5旅団地区</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121内線2950当直2300</td> <td>オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局</td> <td>第5旅団地区全域</td> </tr> <tr> <td>第4普通科連隊長</td> <td>連隊第3科</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121内線3030(当直3001)</td> <td>十勝総合振興局</td> <td>帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村</td> </tr> <tr> <td>第5特科隊長</td> <td>隊第3科</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121内線3230(当直3201)</td> <td>十勝総合振興局</td> <td>陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5旅団地区	(略)					第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線2950当直2300	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域	第4普通科連隊長	連隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線3030(当直3001)	十勝総合振興局	帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村	第5特科隊長	隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線3230(当直3201)	十勝総合振興局	陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町							
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																									
第5旅団地区	(略)																																																																													
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線2237当直2303	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																									
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																									
第5旅団地区	(略)																																																																													
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線2950当直2300	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域																																																																									
第4普通科連隊長	連隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線3030(当直3001)	十勝総合振興局	帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村																																																																									
第5特科隊長	隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121内線3230(当直3201)	十勝総合振興局	陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町																																																																									

北海道地域防災計画 本編						上ノ国町地域防災計画 本編						備考 (道地域防災計画の 修正理由)	
前回版 (R6.1 及び R5.1)						現行 (R7.1)						現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)
第6普通 科連隊長 (美幌駐 屯地司 令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町	第6即応 機動連隊 長(美幌 駐屯地司 令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町		
第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 260(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町	第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 260(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町		
第5戦車 大隊長(鹿 追駐屯地 司令)	大隊第3 科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町	第5戦車 大隊長鹿 追駐屯地 司令)	隊第3科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町		
(略)						(略)							
1 陸上自衛隊 (つづき)						1 陸上自衛隊 (つづき)							
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域		
第7師団 長	第3部防 衛班	千歳市祝 梅1016	0123-23- 5131内線 2275(当 直2208)	石狩、胆 振、空 知、日高 の各総合 振興局又 は振興局	第7師団 地区全域	第7師団 長	第3部防 衛班	千歳市祝 梅1016	0123-23- 5131内線 2275(当 直2208)	石狩、胆 振、空 知、日高 の各総合 振興局又 は振興局	第7師団 地区全域		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
第72戦 車連隊長 (北恵庭 駐屯地司 令)	連隊第3 科	恵庭市柏 木町531	0123-32- 2101内線 235(当直 300)	石狩振興 局、空知 総合振興 局	恵庭市、 北広島 市、南幌 町、長沼 町、栗山 町、由仁 町、夕張 市	第72戦 車連隊長 (北恵庭 駐屯地司 令)	連隊第3 科	恵庭市柏 木町531	0123-32- 2101内線 235(当直 300)	石狩振興 局、空知 総合振興 局	恵庭市、 北広島 市、南幌 町、長沼 町、栗山 町、由仁 町、夕張 市		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(略)						(略)							
第7旅団地区						第7旅団地区							
第11旅団地区						第11旅団地区	連隊第3 科	滝川市泉 町236	0125-22- 2141内線 230 (当直 302)	空知総合 振興局、 石狩振興 局	芦別市、 赤平市、 歌志内 市、砂川 市、滝川 市、新十 津川町、 浦臼町、		

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第8節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画 災害時における<u>ヘリコプター等</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等を活用した</u>災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>ヘリコプター等</u>の活動内容 (略)</p> <p>4 その他 <u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動等 1 北海道 北海道災害対策本部等の指示、または市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管<u>ヘリコプター</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村への<u>ヘリコプター</u>の応援要請などを行う。 (略)</p> <p>4 自衛隊 知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u></p> <p>第8節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>航空機</u>の活動内容 (略)</p> <p>4 その他 <u>航空機</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 <u>航空機</u>保有機関の活動等 1 北海道 北海道災害対策本部等の指示、または市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管<u>航空機</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村への<u>航空機</u>の応援要請などを行う。 (略)</p> <p>4 自衛隊 知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。</p> <p><u>第4 無人航空機の活動等</u> <u>防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。</u></p>	<p>第9節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画 災害時における<u>ヘリコプター等</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 基本方針 町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等を活用した</u>災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。</p> <p>2 <u>ヘリコプター等</u>の活動内容 (略)</p> <p>(4) その他 ア <u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>3 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動等 (1) 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管<u>ヘリコプター</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより都道府県及び他の市町村への<u>ヘリコプター</u>の応援要請などを行う。 (略)</p> <p>(4) 自衛隊 知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>4 実施方法 (略)</p>	<p><u>道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u></p> <p>第9節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 基本方針 町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。</p> <p>2 <u>航空機</u>の活動内容 (略)</p> <p>(4) その他 ア <u>航空機</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>3 <u>航空機</u>保有機関の活動等 (1) 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管<u>航空機</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより都道府県及び他の市町村への<u>航空機</u>の応援要請などを行う。 (略)</p> <p>(4) 自衛隊 知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。</p> <p><u>4 無人航空機の活動等</u> <u>防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。</u></p> <p>5 実施方法 (略)</p>	<p>・無人航空機の位置づけ及びそれに伴う活動内容等の整理。以下同様。【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第4 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>ヘリコプター等</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。</p> <p>第5 市町村の対応等 市町村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 救助救出計画 第1 実施責任 2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救出救助を実施する。</p> <p>3 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p>	<p>第5 <u>航空機及び無人航空機</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機<u>及びドローン等の無人航空機</u>が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、<u>ヘリコプター等の航空機については</u>、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>航空機</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。 <u>また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第6 市町村の対応等 市町村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 救助救出計画 第1 実施責任 2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救出救助を実施する。 <u>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。</u></p> <p>3 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p>	<p>5 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道、開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>ヘリコプター等</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。</p> <p>6 町の対応等 町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 救助救出計画 1 実施責任者 (4) 江差海上保安署 海上における遭難者の救助救出を実施する。</p> <p>(2) 道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出についての応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p>	<p>6 <u>航空機及び無人航空機</u>の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道、開発局などから多数のヘリコプター等の航空機<u>及びドローン等の無人航空機</u>が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、<u>ヘリコプター等の航空機については</u>、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>航空機</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。 <u>また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>7 町の対応等 町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 救助救出計画 1 実施責任者 (4) 江差海上保安署 海上における遭難者の救助救出を実施する。 <u>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。</u></p> <p>(2) 道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出についての応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p>	<p>・無人航空機の運航調整について追記【北海道】</p> <p>・「海上保安庁防災業務計画」において記載が追加されたことにあわせた記載の追加【第一管区海上保安本部】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 医療救護計画 第2 医療救護活動の実施 1 北海道</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力機関等 (協定書については、資料編8-2 参照) (8) 北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、<u>災害支援ナース等</u>看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 医療救護計画 第2 医療救護活動の実施 1 北海道</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム (JDAT)</u>、<u>災害支援ナース</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣や<u>他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</u>、<u>保健師</u>等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び<u>災害薬事コーディネーター</u>は、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力機関等 (協定書については、資料編8-2 参照) (8) 北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 医療救護計画 2 実施責任者 (2) 北海道</p> <p>オ 道は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div>	<p><u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 医療救護計画 2 実施責任 (2) 北海道</p> <p>オ 道は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム (JDAT)</u>、<u>災害支援ナース</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣や<u>他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</u>、<u>保健師</u>等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び<u>災害薬事コーディネーター</u>は、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・要救助者に関する情報集約、調整等の役割を明記【陸自北部方面総監部】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・国の防災基本計画の修正を反映、災害薬事コーディネーターの位置付けを明記【北海道薬剤師会、保健福祉部】</p> <p>・DHEATの位置づけを明記【日赤看護大】</p> <p>・制度改正に伴う修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第13節 交通応急対策計画</p> <p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者</p> <p>(略)</p> <p>第3 海上交通安全の確保 1～3 略 <u>(新設)</u></p> <p>4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送のための交通規制 2 緊急通行車両の確認手続 (5) <u>事前届出制度</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第14節 輸送計画</p>	<p>第13節 交通応急対策計画</p> <p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。</u> <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 東京航空局道内各空港事務所、<u>空港管理事務所及び空港運営権者</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 海上交通安全の確保 1～3 略 4 <u>船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u></p> <p>5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送のための交通規制 2 緊急通行車両の確認手続 (5) <u>発災前確認手続</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第14節 輸送計画</p>	<p>第14節 交通応急対策計画</p> <p>1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">※該当する記載がないため</div> <p>4 海上交通安全の確保 (1)～(3) 略 <u>(新設)</u></p> <p>(4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>(5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>5 緊急輸送のための交通規制 (2) 緊急通行車両の確認手続 オ <u>事前届出制度</u>の普及等 町、道及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>第14節 交通応急対策計画</p> <p>1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。</u> <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p>4 海上交通安全の確保 (1)～(3) 略 <u>(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u></p> <p>(5) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>(6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>5 緊急輸送のための交通規制 (2) 緊急通行車両の確認手続 オ <u>発災前確認手続</u>の普及等 町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>・本文中に記載の「道路啓開等の計画」が策定されたため、当該計画に準拠し対策実施することを新たに記載【北海道】 ・道路啓開におけるインフラ事業者との連携を追記【防災基本計画修正】</p> <p>・空港管理事務所も含む内容であるため追記【北海道】</p> <p>・「海上保安庁防災業務計画」において記載が追加されたことにあわせた記載の追加【第一管区海上保安本部】</p> <p>・事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正【北海道】【北海道警察本部】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第1 実施責任</p> <p>4 東京航空局道内各空港事務所</p> <p>(略)</p> <p>第16節 給水計画 第1 実施責任 1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法</p> <p>(2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 応援の要請 市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道△飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがない</p>	<p>第1 実施責任</p> <p>4 東京航空局道内各空港事務所、<u>空港管理事務所及び空港運営権者</u></p> <p>(略)</p> <p>第16節 給水計画 第1 実施責任 1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法</p> <p>(2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 応援の要請 市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等</u>に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">※該当する記載がないため</p> </div> <p>第17節 給水計画 1 実施責任 (1) 町</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>2 給水の実施 (1) 給水の方法</p> <p>イ 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道△飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがない</p>	<p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p>第17節 給水計画 1 実施責任 (1) 町</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>エ 協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 給水の実施 (1) 給水の方法</p> <p>イ 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等</u>に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがない</p>	<p>・空港管理事務所、運営権者も含む内容であるため追記【北海道】</p> <p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p> <p>・民間事業者等との協定締結を追記【北海道開発局】</p> <p>・国の自主点検レポートの修正踏まえた修正【北海道】</p> <p>・民間事業者等との協定締結を追記【北海道開発局】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>いと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>2 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>3 指定行政機関 (1)北海道経済産業局</p> <p>(略)</p> <p>第2 石油類燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</p> <p>また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情</p>	<p>また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>2 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>3 指定行政機関 北海道経済産業局</p> <p>(略)</p> <p>第2 石油類燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</p> <p>また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情</p>	<p>と認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任</p> <p>(2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>(3) 北海道経済産業局（指定行政機関）</p> <p><u>更新対象外</u></p> <p>2 石油類燃料の確保 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めものとする。</p> <p>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>更新対象外</u></p> <p>※町による独自の記載のため</p>	<p>と認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任</p> <p>(2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は町長からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>(3) 北海道経済産業局（指定行政機関）</p> <p><u>更新対象外</u></p> <p>2 石油類燃料の確保 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めものとする。</p> <p>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>更新対象外</u></p>	<p>・要請対象の明確化【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・文言修正及び優先給油対象車両を明記【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第3 平常時の取組 道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。 また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。</p> <p>北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 電力施設災害応急計画 第1 電力施設の状況 1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は次のとおりである。</p> <p>(1) 水力発電設備 (2) 火力発電設備 (3) 原子力発電設備</p> <p><u>(4) 変電設備</u> <u>(5) 送電設備</u> <u>(6) 配電設備</u></p>	<p>報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</p> <p>第3 緊急車両等への優先給油の実施 <u>発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</u> ・<u>緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u> ・<u>規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u> ・<u>道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</u> ・<u>自衛隊車両</u> ・<u>優先給油対象車両証明書を提示した車両</u> ・<u>その他、知事が必要と認めた車両</u></p> <p>第4 平常時の取組 道は、重要施設等に係る燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設等管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。 また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、<u>防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。</u> 北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第19節 電力施設災害応急計画 第1 電力施設の状況 1 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水力発電設備 (2) 火力発電設備 (3) 原子力発電設備 <u>(4) 地熱発電設備</u> <u>(5) 変電設備</u> <u>(6) 送電設備</u> <u>(7) 配電設備</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※該当する記載がないため</div> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※該当する記載がないため</div> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>3 緊急車両等への優先給油の実施 <u>発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</u> ・<u>緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u> ・<u>規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u> ・<u>道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</u> ・<u>自衛隊車両</u> ・<u>優先給油対象車両証明書を提示した車両</u> ・<u>その他、知事が必要と認めた車両</u></p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p> <p style="text-align: center;">更新対象外</p>	<p>・文言修正【北海道】</p> <p>・第1の1及び2の記載方法統一【北海道】</p> <p>・保有施設の追加記載【北海道電力株式会社】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p><u>(7)</u> 通信設備</p> <p>2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所の施設の状況は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水力発電設備 (2) 送変電設備 (3) 通信設備</p> <p>第2 応急対策 電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。</p> <p>なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事(総合振興局長又は振興局長)に要請するものとする。</p> <p>(6) 資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について<u>応援</u>を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所</p> <p>災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(8)</u> 通信設備</p> <p>2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社の施設の状況は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水力発電設備 (2) 送変電設備 (3) 通信設備</p> <p>第2 応急対策 電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。 <u>また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請するものとする。</u></p> <p>なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事(総合振興局長又は振興局長)に要請するものとする。</p> <p>(6) 資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所について<u>協力</u>を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>(略)</p>	<p>更新対象外</p> <p>(略)</p>	<p>・送変電部門の会社分割を踏まえた修正【電源開発株式会社】</p> <p>・送変電部門の会社分割を踏まえた修正【電源開発株式会社】</p> <p>・他電力会社の応援を追記。以下同様。【北海道電力(株)】</p> <p>・送変電部門の会社分割を踏まえた修正【電源開発株式会社】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第24節 住宅対策計画 第2 実施の方法</p> <p>3 応急仮設住宅 <u>(新設)</u></p> <p>(1) 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>(2) 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。</p> <p>(3) <u>建設型応急住宅の建設</u> <u>原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。</u></p> <p>(4) <u>建設型応急住宅の建設用地</u> 道及び市町村は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p>(5) <u>建設戸数(借上げを含む。)</u> 道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>(6) <u>規模、構造、存続期間及び費用</u> ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>(7)～(8) 略</p>	<p>第24節 住宅対策計画 第2 実施の方法</p> <p>3 応急仮設住宅 <u>(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> ア <u>建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> イ <u>賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u></p> <p>(2) <u>入居対象者</u> 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>(3) <u>入居者の選定</u> 応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。</p> <p>(4) <u>建設戸数</u> 道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>(5) <u>建設型応急住宅の建設地、構造等</u> ・道及び市町村は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p>(6) <u>費用</u> 救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>(7)～(8) 略</p>	<p>第23節 住宅対策計画 2 実施の方法</p> <p>(3) 応急仮設住宅 <u>(新設)</u></p> <p>ア 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。</p> <p>ウ <u>応急仮設住宅の建設</u> <u>原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。</u></p> <p>エ <u>応急仮設住宅の建設用地</u> 町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p>オ <u>建設戸数(借上げを含む。)</u> 道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>カ <u>規模、構造、存続期間及び費用</u> ① 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 ② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 ③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>キ～ク (略)</p>	<p>第23節 住宅対策計画 2 実施の方法</p> <p>(3) 応急仮設住宅 <u>ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> ・ <u>建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> ・ <u>賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u></p> <p>イ 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>ウ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。</p> <p>エ 建設戸数 道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>オ <u>建設型応急住宅の建設地、構造等</u> 町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p>カ 費用 救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>キ～ク (略)</p>	<p>・ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を追記【建設部】【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(略)</p> <p>第31節 災害ボランティアとの連携計画 第2 ボランティアの受入れ 道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第34節 災害救助法の適用と実施 第4 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>	<p>(略)</p> <p>第31節 災害ボランティアとの連携計画 第2 ボランティアの受入れ 道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第34節 災害救助法の適用と実施 第4 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>	<p>(略)</p> <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 2 ボランティアの受入れ 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第33節 災害救助法の適用と実施 4 救助の実施と種類 (1) 救助の実施と種類 知事は、町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>	<p>(略)</p> <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 2 ボランティアの受入れ 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第33節 災害救助法の適用と実施 4 救助の実施と種類 (1) 救助の実施と種類 知事は、町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>	<p>・防災基本計画において具体的な例示記載が削除されたことに伴う修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編

上ノ国町地域防災計画 本編

備考
(道地域防災計画の
修正理由)

前回版 (R6. 1 及び R5. 1)

現行 (R7. 1)

現行 (R5. 11)

修正案 (R8. ●)

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事後完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定し市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の捜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
精算資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所を選定し市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学生児童、中学生生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専攻校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の犠牲者として、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四面の捜索により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村
遺体の処理	災害の犠牲者として、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事後完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定し市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の捜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
精算資金の貸与		現在運用されていない

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所を選定し市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	医療班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村

・救助の種類等の表の記載方法の変更や文言修正、体裁整理【北海道】

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編			備考 (道地域防災計画の 修正理由)														
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																
	<p><u>2 救助の程度、方法及び期間</u> 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。 なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p><u>3 救助に必要とする措置</u> 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(2) 救助に必要とする措置</u> 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする</td> <td>市町村・日赤支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	市町村	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村	遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村	遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	市町村・日赤支部	障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村	<p><u>(2) 救助の程度、方法及び期間</u> 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。 なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p><u>(3) 救助に必要とする措置</u> 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p> <p>(略)</p>
			学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	市町村														
			埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村														
			遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村														
			遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	市町村・日赤支部														
			障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村														

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第7章 火山災害対策計画</p> <p>第3節 災害予防対策 第1 観測及び調査研究</p> <p>2 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。</p> <p>第2 災害発生範囲の把握 道及び周辺市町村は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 防災知識の普及啓発 道、周辺市町村、及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・登山者等への周知を図るものとする。</p> <p>また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。</p> <p>登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じ</p>	<p>第7章 火山災害対策計画</p> <p>第3節 災害予防対策 第1 観測及び調査研究</p> <p>2 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。</p> <p>第2 災害発生範囲及び防災関連施設等の把握 道及び周辺市町村は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 防災知識の普及啓発 道、周辺市町村、及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日(8月26日)などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・登山者等への周知を図るものとする。</p> <p>また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。</p> <p>登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集やIT等を用いた登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じ</p>	<p>第7章 火山災害対策計画</p> <p>第3節 災害予防対策 1 火山観測体制</p> <p>(2) 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>(略)</p> <p>3 防災知識の普及啓発 町は、平常時から広報誌、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関、住民と相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>第7章 火山災害対策計画</p> <p>第3節 災害予防対策 1 火山観測体制</p> <p>(2) 調査研究 北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>(略)</p> <p>3 防災知識の普及啓発 町は、平常時から広報誌、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日(8月26日)などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関、住民と相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・内容の適正化【北海道】</p> <p>・活火山法改正を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・活火山法改正を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>るよう努めるものとする。</p> <p>札幌管区気象台及び地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 火山防災対策の検討体制 2 火山防災協議会</p> <p>道及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災協議会を設置する。</p> <p>また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループなど）を整備するものとする。</p> <p>火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>た装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。</p> <p>札幌管区気象台及び地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 火山防災対策の検討体制 2 火山防災協議会</p> <p>道及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災協議会を設置する。</p> <p>また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループなど）を整備するものとする。</p> <p>火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。</p> <p><u>また、市町村の求めに応じて、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画に対して意見を述べるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>・活火山法改正を踏まえた修正【北海道】</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第4節 災害応急対策計画 第2 12 噴火警報等の伝達</p> <p>○ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ○ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ○ 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火連絡が発せられた際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。</p> <p>※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。 ※2 緊急連絡メールは、火山現象特別警報が当該市町村を対象として初めて発せられたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて配信される。</p> <p>※ 道警本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。 ※ 「火山現象特別警報」が発せられた場合、気象台から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急連絡メール」が配信される。 ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり</p>	<p>第4節 災害応急対策計画 第2 12 噴火警報等の伝達</p> <p>○ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先。 ○ 二重線の経路は、特別警報が発せられた際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ○ (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火連絡が発せられたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。 ○ ——— は、放送・無線 (※1) NTT東日本・西日本は、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達 (※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり (※3) 北海道防災局、北海道運輸局、陸上自衛隊北方隊司令部（情報部資料課） 等</p>	<p>第4節 災害応急対策計画 2 火山現象に関する警報、予報、情報等 (11) 噴火警報等の伝達</p> <p>噴火警報等伝達系統図</p> <p>(注) 1. 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 3. 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火連絡が発せられた際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。 ※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。</p>	<p>第4節 災害応急対策計画 2 火山現象に関する警報、予報、情報等 (11) 噴火警報等の伝達</p> <p>噴火警報等伝達系統図</p> <p>・噴火警報等伝達系統図の全部修正</p> <p>・各地方気象台と各海上保安部・署の接続廃止に伴う修正（海上保安官署→第一管区海上保安本部）</p> <p>・緊急連絡メール（火山現象に関する特別警報）終了に伴う修正（携帯電話事業者及び注釈を削除）</p> <p>・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理 【北海道】 【札幌管区気象台】</p>	

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第9章 事故災害対策計画</p> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>情報通信連絡系統図</p> <p>1 空港区域内又は空港区域周辺の場合</p> <p>(1) 国土交通省・防衛省管理空港【新千歳】</p> <p>(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】</p> <p>(3) 国土交通省管理空港【稚内・釧路・函館】</p>	<p>第9章 事故災害対策計画</p> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>情報通信連絡系統図</p> <p>1 空港区域内又は空港区域周辺の場合</p> <p>(1) 国土交通省管理空港【新千歳】</p> <p>(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】</p> <p>(3) 国土交通省管理空港【稚内・釧路・函館】</p>	<p>第8章 事故災害対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>上ノ国町航空災害情報伝達系統図</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>第8章 事故災害対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>上ノ国町航空災害情報伝達系統図</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・新千歳空港を管理しているのは国土交通省であるため。 【国土省東京航空局】</p> <p>・連絡系統の見直しを反映【北海道】</p> <p>・連絡系統の明確化 【陸上自衛隊北部方面総監部】</p> <p>・連絡系統の見直しを反映【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>(4) 北海道管理空港【中標津・紋別】</p> <p>(5) 民間委託空港【帯広、旭川、女満別】、市町村委託空港【利尻、礼文、奥尻】</p> <p>2 その他の地域の場合 (1) 発生地点が明確な場合</p> <p>(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の捜索活動)</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 北海道管理空港【中標津・紋別】</p> <p>(5) 民間委託空港【帯広、旭川、女満別】、市町村委託空港【利尻、礼文、奥尻】</p> <p>2 その他の地域の場合 (1) 発生地点が明確な場合</p> <p>(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の捜索活動)</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p> <p>(略)</p>	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p> <p>更新対象外</p>	<p>・連絡系統の明確化【陸上自衛隊北部方面総監部(防衛部防衛課)】</p> <p>・連絡系統の明確化【陸上自衛隊北部方面総監部(防衛部防衛課)】</p> <p>・組織名の修正【国交省東京航空局】</p> <p>・令和6年9月30日を以て組織廃止【国交省東京航空局】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第7節 林野火災対策計画 第2 予防対策 1 実施事項 (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、<u>危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起</u>、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 応急対策 1 情報通信</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 林野火災対策計画 第2 予防対策 1 実施事項 (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 応急対策 1 情報通信</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 林野火災対策計画 2 予防対策 (1) 実施事項 カ バス等運送業者 バス等運送業者は、<u>危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起</u>、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 林野火災対策計画 2 予防対策 (1) 実施事項 カ バス等運送業者 バス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p>・社会情勢を鑑みて記載を削除【北海道】</p> <p>・連絡系統の明確化(陸上自衛隊北部方面総監部)道の組織機構改正に伴う修正(地域政策課→危機対策室)【北海道】</p>

北海道地域防災計画 本編		上ノ国町地域防災計画 本編		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第10章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>(略)</p> <p><u>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者援護計画 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>第10章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>(略)</p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者援護計画 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>(略)</p> <p><u>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者援護計画 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 町長は、上ノ国町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>(略)</p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者援護計画 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 町長は、上ノ国町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】【北海道社会福祉協議会】</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正【北海道】【北海道社会福祉協議会】</p>